

令和3年度 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
(車両・充電インフラ等導入事業)

応募要領

V2H充放電設備



一般社団法人次世代自動車振興センター

令和3年5月

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）」（以下、「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請又は受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査等を行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、又は、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる補助金等適正化法）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。

一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について

当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を遵守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査等、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合又は業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法等個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 事業の内容	1
1-3. 申請することができる方	1
1-4. 設置場所	1
1-5. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除	2
1-6. gBizINFO（ジービズインフォ）へ公表するオープンデータの提供	3
1-7. 取得財産等の管理と処分を制限する期間	4
2. 申請の前提条件と要件	6
2-1. 申請の前提条件	6
2-2. 申請の要件	7
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項	9
3-1. 補助事業の流れ	9
3-2. 交付申請	10
3-3. 交付申請期間	10
3-4. 交付申請の受付等	10
3-5. 交付申請の審査等	10
3-6. 交付決定通知書発行	11
3-7. V2H充放電設備の発注および設置工事の施工開始	11
3-8. 計画変更の申告	11
3-9. 設置工事の完了・支払の完了	12
3-10. 実績報告	12
3-11. 実績報告期限	12
3-12. 受付・審査・補助金の額の確定	12
3-13. 補助金額確定通知書発行	12
3-14. 補助金の交付	12
4. 補助金交付額	13

4-1.	V2H充放電設備の補助金交付額	13
4-2.	設置工事の補助金交付額	14
4-3.	V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説	15
4-4.	V2H充放電設備等設置工事の要件	20
4-5.	補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）	22
5.	交付申請の提出	23
5-1.	申請に必要なデータ入力および書類のアップロード	23
5-2.	提出書類の注意事項	23
5-3.	提出書類	24
5-4.	申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）	25
5-4-1.	申請者が地方公共団体の場合	25
5-4-2.	申請者が法人（マンション管理組合法人を含む）の場合	26
5-4-3.	申請者が法人格をもたないマンション管理組合の場合	26
5-4-4.	申請者が町内会（認可地縁団体）の場合	27
5-4-5.	申請者がマンション等のオーナーの場合	27
5-5.	V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）	28
5-6.	V2H充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）	29
5-7.	V2H充放電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請）	30
5-7-1.	会社別見積書一覧（オンライン申請）	30
5-7-2.	V2H充放電設備等設置工事申告の申告額（オンライン申請）	30
5-7-3.	V2H充放電設備等設置工事申告の工事内容（オンライン申請）	31
5-7-4.	工事申請要件の確認およびV2H充放電設備の運用方法（オンライン申請）	31
5-8.	要部写真	32
5-9.	設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図	33
5-9-1.	設置場所見取図	33
5-9-2.	平面図	34
5-9-3.	電気系統図	35
5-9-4.	配線ルート図	36
5-10.	付帯設備設置工事を申請する場合	37
5-11.	申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合	37

5-1 2. 支庁・支社等から申請する場合	38
5-1 3. 共同で申請する場合（共同申請書（様式 V19）等）	39
5-1 4. リース契約に基づく申請の場合	40
5-1 5. 自社または資本関係にある会社から調達する場合	41
5-1 5-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達する場合	42
5-1 5-2. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備販売会社から調達する場合	45
5-1 5-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合	47
5-1 6. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	49
5-1 7. 地方公共団体が入札前に申請する場合	50
5-1 7-1. 予算が確保されていることを証する書類（予算書等）	50
5-1 7-2. V2H充放電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）	50
5-1 8. 地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合	51
5-1 9. マンション等に設置する場合	53
5-2 0. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類 （分譲マンション等の場合）	54
5-2 1. 要部写真の提出資料	55
6. 実績報告の提出	57
6-1. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード	57
6-2. 提出書類の注意事項	57
6-3. 提出書類	58
6-4. V2H充放電設備本体の発注書	59
6-5. V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）	60
6-6. V2H充放電設備本体の支払を証する領収書	61
6-7. V2H充放電設備本体の保証書	62
6-8. 工事費の請求書（内訳書含む）	63
6-9. 工事費の支払を証する領収書	64
6-1 0. 「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式 V07）」	64
6-1 1. V2H充放電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請）	65
6-1 1-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請）	65
6-1 1-2. V2H充放電設備等設置工事実績申告の申告額（オンライン申請）	65

6-11-3.	V2H充放電設備等設置工事実績申告の工事内容（オンライン申請）	65
6-12.	要部写真	65
6-13.	完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図	66
6-14.	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（オンライン申請）	66
6-15.	補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	67
6-16.	リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細等）	68
6-17.	自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）	69
6-17-1.	V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達した場合	69
6-17-2.	V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備販売会社から調達した場合	71
6-17-3.	設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合	72
6-18.	地方公共団体が実績報告する場合	73
6-18-1.	交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備を発注したことが分かる書類	73
6-18-2.	V2H充放電設備本体、工事費の支払証憑	73
7.	取下げ・計画変更等	74
7-1.	申請取下げ	74
7-2.	実施状況等の報告	74
7-3.	計画変更	75
7-3-1.	計画変更不可事項	76
8.	財産処分の手続	77
8-1.	財産処分	77
8-2.	処分をする場合の手続と注意事項	78
9.	補助事業の経理の書類保管および処理等	79
10.	参考資料	81
参考1.	交付規程	81
参考2.	実施細則	95
参考3.	様式一覧	109

1. 事業の概要

1-1. 事業の目的

『災害時に電気自動車や燃料電池自動車の外部給電機能の活用を促進することによるレジリエンスの向上を図ること』を目的として、地方公共団体・法人・その他団体等が設置する「V2H充放電設備」に補助金が交付されます。

(レジリエンス：回復力、復元力)

1-2. 事業の内容

V2H充放電設備を「新品」で購入し設置を行う者に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

- ・「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備の発注および支払をし、V2H充放電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降のV2H充放電設備をいう。

1-3. 申請することができる方

申請者は、センターが承認した補助対象とするV2H充放電設備を今後購入（所有）し、V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の使用権限を有する以下の方が申請することができます。

- (1) 地方公共団体
- (2) 法人（マンション管理組合法人を含む。以下「法人」という。）
- (3) 法人格をもたないその他団体等（マンション管理組合、町内会（認可地縁団体）、マンション等のオーナー）

- ・国（省庁等）は申請できません。
- ・個人での申請はできません。（但し、マンション等のオーナーは除く）
- ・リース契約の場合は、リース使用者（契約者）が上記条件に該当していることが必要です。
- ・申請者が支庁・支社等の場合は「5-1 2. 支庁・支社等から申請する場合」を参照してください。

1-4. 設置場所

V2H充放電設備の設置場所が個人宅以外の施設であること。

※事務所と個人宅が兼用されている場合、電力契約が明確に分かれていることが必要で、事務所を給電対象施設としている場合は設置が可能ですが、別途、証する書類（事務所と個人宅それぞれの電力契約等）の提出を求める場合があります。

1-5. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除

- ・申請者（リース契約が含まれる申請の場合は使用者（契約者）も含む。）は、補助金の申請前に、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、誓約しなければなりません。
- ・申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当した場合は、申請できません。
- ・申請者が法人の場合は、オンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、センターへ申告が必要です。
また、リース契約の使用者（契約者）が法人の場合も「役員名簿」の申告が必要です。

暴力団排除に関する誓約

（交付規程 第4条 第6条 第13条 第20条）

私（個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）私は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。かつ、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- （2）私の法人の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員ではありません。
- （3）私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- （4）私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- （5）私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

1-6.gBizINFO（ジーBizインフォ）へ公表するオープンデータの提供

- ・申請者が法人にあっては、補助金交付に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータ^{（注2）}としてgBizINFO（ジーBizインフォ）^{（注1）}において公表されることに了承した上で、申請をしなければなりません。

【法人番号の入力を求める申請者】

- （1）地方公共団体
- （2）会社法その他法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- （3）上記（1）（2）以外の法人または人格のない団体であって、法人税・消費税の申告納税義務または給与等にかかわる所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

【申請時に法人番号を証する下記のいずれかの書類の提出】

- （1）法人番号指定通知書
- （2）経済産業省のgBizINFO（ジーBizインフォ）よりダウンロードした当該PDFファイルデータ等
- （3）国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等

注1：gBizINFO（ジーBizインフォ）とは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されています。

（掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp>）

注2：オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することをいいます。

1-7. 取得財産等の管理と処分を制限する期間

- ・ 補助金の交付を受けた方は、補助金により取得したV2H充放電設備および付帯設備等（以下、「取得財産等」という。）については、V2H充放電設備設置完了後においても、V2H充放電設備の設置が完了した日から5年間、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。（以下、保有義務期間という。）
- ・ 補助金の交付を受けた方は、取得財産等について、センターが定める様式に入力し、印刷後「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式V08）」を備え、管理するとともに、実績報告時にセンターに提出しなくてはなりません。
- ・ 処分を制限する期間および保有義務期間内に取得財産等の保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合には、事前にセンターへ「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」を提出しなくてはなりません。（「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」のどちらを提出するかは、処分する取得財産等の内容や処分の目的などにより異なりますので、センターの指示に従ってください。）
- ・ 財産処分承認申請書を提出された場合は、センターの承認を得た上で処分をすることができます。センターが財産処分承認申請書の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部または一部の返納を申請者に求めることがあります。
- ・ 取得財産等の管理の詳細については、次の「クリーンエネルギー自動車等の管理規程」を参照してください。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入補助事業）
管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減並びに災害時のレジリエンス向上に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分（譲渡、交換、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為）してはならない。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、業務実施細則に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、業務実施細則に定められた処分制限期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

2. 申請の前提条件と要件

2-1. 申請の前提条件

補助金交付申請の前に、以下の内容を十分確認の上申請を行ってください。

- (1) 申請者は、V2H充放電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および工事スケジュールを確認の上、日程を計画してください。
- (4) 「同一施設に属する駐車場にV2H充放電設備を設置する工事」を「一つの工事」といいます。同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となります。
- (5) V2H充放電設備の設置場所は、既存の駐車スペースがある場合はそのスペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (6) V2H充放電設備は、駐車スペース1台分につき、一基設置することを条件とします。ただし、充放電コネクタが2つ以上または充放電部が2基以上あるV2H充放電設備については、充放電コネクタ・充放電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画してください。
- (7) 駐車スペースは充放電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅2.5m、奥行き5mとします。
- (8) 補助対象となるV2H充放電設備は、V2H充放電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認したV2H充放電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「銘柄ごとの補助金交付額」（補助対象V2H充放電設備一覧表）が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）
- (9) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目が対象になります。
- (10) 申請者（リースの場合は使用者（契約者））は、V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の使用権限を有する必要があります。
- (11) マンション等に設置する場合は、受電および給電はマンション等の共用部の配電盤、分電盤等であること。
- (12) V2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置している同一施設内で使用すること。
- (13) V2H充放電設備等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。

2-2. 申請の要件

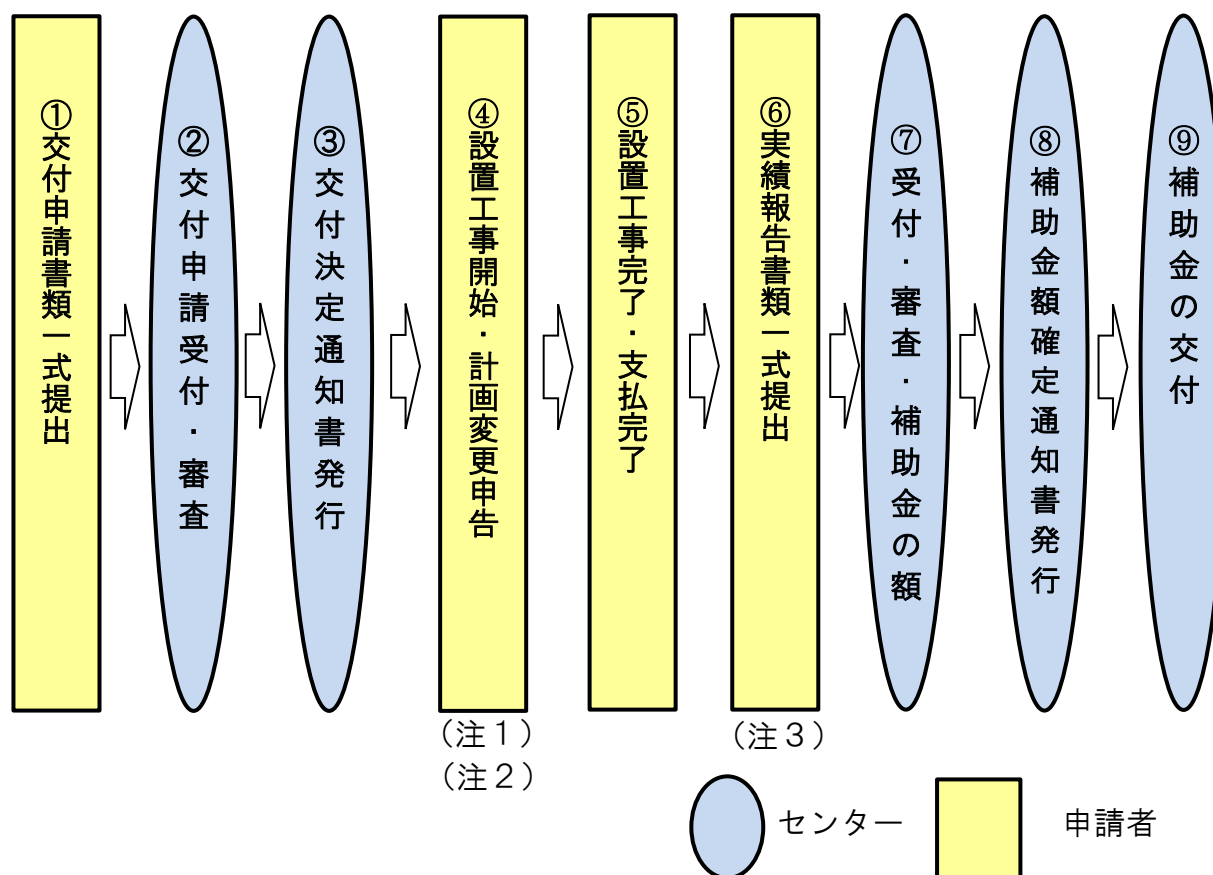
補助金交付を受けるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 一つの工事ごとに申請していること。
- (2) 国の他の補助金と重複していない申請であること。
(地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。)
- (3) V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の所有者でない場合、それぞれの使用権限を有していることを確認するため、所有者がV2H充放電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
- (4) 申請者が、交付規程の「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
- (5) 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ・契約若しくは委託し、または共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託または共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難または不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・前各列記事項の規定は、契約若しくは委託または共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
- (6) V2H充放電設備およびその設置工事をリースする目的で取得する場合は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりやを反映したリース料金を設定すること。
- (7) V2H充放電設備は「新品」で購入されるV2H充放電設備であること。
- (8) V2H充放電設備の発注は交付決定通知書発行日以降であること。
- (9) 設置工事の施工開始日および支払いは、交付決定通知書発行日以降であること。
- (10) 補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、申告をすること。
- (11) V2H充放電設備の設置およびその支払を完了し、実績報告期限日（令和4年1月31日（月））までに実績の報告をすること。
- (12) 設置したV2H充放電設備および取得価格が単価50万円以上の屋根・小屋等の付帯設備は処分制限期間5年を満了できること。
- (13) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。

- (14) 申請者は、申請するV2H充放電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請するV2H充放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
- (15) センターからV2H充放電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
- (16) 補助金を受けて設置したV2H充放電設備は、法令を遵守し継続的に管理し、補助金交付の目的に沿って運用を図る必要があります。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

3-1. 補助事業の流れ



注1：V2H充放電設備の発注および設置工事の施工開始は交付決定通知書発行日以降に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、V2H充放電設備の搬入やV2H充放電設備等設置の基礎工事などの準備やV2H充放電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注2：交付決定通知書発行日以降に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「7-3. 計画変更」を参照してください。

注3：実績報告の提出期限は令和4年1月31日(月)となります。実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和4年1月31日の期限間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

3-2. 交付申請

- ・申請される方は、交付申請期間内に当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」(以下「オンライン申請システム」という。)を利用して、申請のデータ入力および必要書類のアップロードを完了させ、「申請」ボタンを押してください。

3-3. 交付申請期間

令和3年5月24日(月)～令和3年10月29日(金)

上記、最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請ボタンを押された交付申請が有効です。なお、申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、交付申請期間中であっても受付を終了します。その場合は、センターのホームページ上で告知します。

3-4. 交付申請の受付等

- ・交付申請が申請された場合は、入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、所定の様式ではない、若しくは申請の要件を満たしていない場合等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・不足および一部の必要書類に不備がある、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は交付申請が無効になる場合があります。

3-5. 交付申請の審査等

- ・受付された交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが審査を行い交付額の算出をします。
- ・必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-6. 交付決定通知書発行

- ・ 審査の結果、交付が決定した申請者に通知します。
- ・ 交付決定までの期間は、受付日から1～2ヶ月程度を目途とします。

ただし、申請が集中した場合はさらにかかることもあります。
なお、オンライン申請システムにて交付決定通知書発送が確認できます。

- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、その条件を履行する必要があります。

3-7. V2H充放電設備の発注および設置工事の施工開始

- ・ 交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備の発注およびV2H充放電設備の工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、V2H充放電設備の搬入やV2H充放電設備等設置の基礎工事などの準備やV2H充放電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-8. 計画変更の申告

- ・ 原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・ 申請者は、交付決定通知書発行日以降に、交付決定内容を変更する場合は、速やかにオンライン申請システムの「計画変更」にてデータ入力後、センターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
- ・ 計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・ 補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・ 詳しくは、「7-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-9. 設置工事の完了・支払の完了

- ・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、V2H充放電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・支払の完了とは、V2H充放電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

3-10. 実績報告

- ・補助金の交付を受けるためには、令和4年1月31日（月）までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。
- ・実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和4年1月31日の期限間際ではなく、（工事もしくは支払い）完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

3-11. 実績報告期限

- ・実績の報告期限は、令和4年1月31日（月）です。

期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3-12. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-13. 補助金額確定通知書発行

- ・「3-12. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

3-14. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。

4. 補助金交付額

4-1. V2H充放電設備の補助金交付額

V2H充放電設備の購入費に対する補助金の交付額は、下記「銘柄ごとの補助金交付額」のとおりです。

随時更新していますので、最新情報はセンターHPをご覧ください。

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による調達の場合、購入費に含まれるV2H充放電設備の利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、「5-15. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

「銘柄ごとの補助金交付額」（業務実施細則 別表1 抜粋） 2021年5月24日時点

メーカー名	型式	補助金 交付額 (千円)	参考		
			センター承認 本体価格(円)	定価(円)※	補助 率
アイケイエス	S06JP010V	750	1,900,000	オープン価格	1/2
	S06JP020V	750	1,500,000	オープン価格	1/2
	T10JP010V	750	2,300,000	オープン価格	1/2
GS ユアサ	VOX-10-T3-D	750	2,500,000	オープン価格	1/2
樺本チエイン	TPS10	700	1,400,000	オープン価格	1/2
	TPS10-A	700	1,400,000	オープン価格	1/2
	TPS10-A-B01	750	1,650,000	オープン価格	1/2
デンソー	DNEVC-D6075	550	1,100,000	オープン価格	1/2
東光高岳	CFD1-B-V2H1	375	750,000	オープン価格	1/2
ニチコン	ESS-V1	550	1,100,000	1,100,000	1/2
	ESS-V1S	550	1,100,000	1,100,000	1/2
	VCG-666CN7	399	798,000	798,000	1/2
	VCG-663CN3	199	398,000	398,000	1/2
	VCG-663CN7	224	448,000	448,000	1/2

1 基当たりの補助金交付上限額: 750千円

※定価はメーカー希望小売価
(消費税は含まない)

4-2. 設置工事の補助金交付額

設置工事費に対する補助金の交付額は、申請者が入力するオンライン申請システムの「V2H充放電設備等設置工事申告」と工事の見積書（内訳書含む。）または設計書（入札前の地方公共団体からの申請）等を審査し、以下のとおり算定します。実績報告についても同様に審査を行い、補助金の交付額を算定します。

補助対象設置工事である（１）V2H充放電設備設置工事費、（３）付帯設備設置工事費、（４）その他設置にかかる費用について、以下のア、イの低い方を合算した額と、ウを比較し、低い方を補助金交付額とします。

- ア. 工事内容の申告から申告額（税抜）をセンターが審査し、工事項目ごとに算定した額
- イ. センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限額（業務実施細則 別表7）
- ウ. 設置条件により定める補助金交付上限額

申請者（リースの場合は使用者（契約者））の関係会社等による工事の場合、工事費に含まれる利益は、利益等排除の対象となります。

（詳細は、「5-15. 自社または資本関係にある会社から調達する場合」を参照してください。）

V2H充放電設備設置工事の項目と補助金交付上限額（業務実施細則 別表7より）

No	補助対象となる費用項目		項目ごと補助金交付上限額（単位：万円）	
(1)	V2H 充放電設備設置工事費			
①	V2H 充放電設備設置基礎工事費	基数 単位	15	
	設備本体搬入費（通常/離島）		1/4	
②	電気配線工事費		85	
(3)	付帯設備設置工事費			
①	充電スペースのライン引き		5	
②	路面表示		15	
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	基数 単位	30
④	小屋			
⑤	設備防護用部材		8	
⑥	電灯		5	
(4)	その他設置に係る費用			
①	雑材・消耗品費、養生費		5	
②	図面作成費		10	
③	レイアウト検討		10	
④	電力会社協議費		2	
⑤	安全誘導費		3	
⑥	監督等の労務費		5	
	1 基設置の場合の補助金交付上限		95	

「一つの工事」で複数のV2H充放電設備を設置の場合は、基数単位となっている工事費用項目ごとの補助金交付上限額については、当該項目ごとに定められた別表7の補助金交付上限額に設置基数を乗じた額とする。また、「一つの工事」で複数のV2H充放電設備を設置場合の設置工事費の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

4-3. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説

原則として、センターが承認したV2H充放電設備の定格入出力等、性能を担保する工事を行うことが必要です。また、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

なお、工事項目によっては要件がありますので「4-4. V2H充放電設備等設置工事の要件」を確認してください。

補助対象とならない主な工事については「4-5. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に記載しておりますので合わせて確認してください。

表：工事内容の解説

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) -①V2H充放電設備設置工事費		
<u>ア. 基礎・据付 工事【A1】</u>	<p>V2H充放電設備本体等を固定する基礎および据付工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎工事にかかる材料費、労務費 （コンクリート基礎、簡易ブロック基礎、金属架台、アンカー固定工事） ●据付にかかる材料費、労務費 （V2H充放電設備本体の設定など含む） ●V2H充放電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。） <p>※屋根または小屋の基礎がV2H充放電設備と一体型（同じ基礎）の場合は、この項目に屋根または小屋の基礎工事に係る費用を計上してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備等の基礎コンクリート強度試験
<u>イ. 搬入・運搬 工事【A2】</u>	<p>V2H充放電設備本体等を搬入・運搬する費用の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設置場所までの搬入、運搬費の一部 <p>【補足説明】 離島と離島以外（通常）を選択してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) ー②電気配線工事費		
<u>電気配線工事</u> <u>【A3】</u>	V2H充放電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事の申告（別体（設備構成）である課金機、電源部含む。） ●V2H充放電設備回路を構成するケーブル、アース線（幹線含む。）の部材費、労務費 【補足説明】 ・付帯設備（電灯）等の電気配線工事は、それぞれ該当する工事項目に申告してください。	・V2H充放電設備以外の回路を含む幹線 ・将来用の配線 ・付帯設備（電灯）で使用する配線ケーブル
<u>配管工事</u> <u>【A3】</u>	電気配線工事のケーブル、アース線の保護に必要な配管工事の申告 ●金属製、合成樹脂製等の配管工事にかかる部材費、労務費	・将来用の配管部材等
<u>ブレーカー・切替開閉器工事</u> <u>【A3】</u>	V2H充放電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー・切替開閉器工事の申告 ●ブレーカー・切替開閉器設置にかかる部材費、労務費	・V2H充放電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー（電灯用のブレーカー等）
<u>開閉器盤設置工事</u> <u>【A3】</u>	ブレーカー・切替開閉器を収納するための盤の筐体を申告 原則、V2H充放電設備等専用。ただし、センターが合理的かつ経済的な工事と判断した場合はこの限りでない。 ●筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ●自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費	・過大なサイズの開閉器盤
<u>掘削・埋設工事</u> <u>【A3】</u>	配線工事にかかる掘削、埋設工事の申告 ●アスファルトや土、砂利等の材料費 ●掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ●掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む。）	・将来用の配管等と併せての掘削、埋設工事 ・駐車スペースのアスファルト舗装

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(1) ー②電気配線工事費		
<u>建柱工事</u> <u>【A3】</u>	引込や架空配線をするために必要な電柱工事の申告 ●電柱設置にかかる部材費、労務費 ●装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ●柱の搬入、運搬費 ●高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む。）	・V2H充放電設備等専用以外の用途（設備負荷）の配線の中継する柱
<u>ハンドホール設置工事</u> <u>【A3】</u>	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事の申告 ●ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ●掘削、埋設工事の材料費、労務費 ●ハンドホールの搬入、運搬 ●ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む。）	・V2H充放電設備等以外の配線があるハンドホール
(3)付帯設備設置工事費		
<u>ライン引き工事</u> <u>【A7】</u>	充放電スペースに新たに引くラインの申告 ●充放電スペース1台分のライン引きにかかる材料費、労務費 ●新たにラインを引く目的で既存のライン消しが必要な場合はライン消し工事も補助対象とする ●待機スペースのライン引き工事も補助対象とする	・駐車スペースの枠に係のないゼブラ線等
<u>路面表示工事</u> <u>【A8】</u>	充放電スペース内に設置する「充放電場所」であることの視認性を高める路面表示の申告 ●路面表示の設置にかかる部材費、労務費	・充放電スペース内の路面塗装

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
(3)付帯設備設置工事費		
屋根設置工事 【A9】	<p>V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部、メンテナンススペースおよび充放電スペースを雨等から保護する屋根の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ●屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備本体およびメンテナンススペースを保護していない屋根
小屋設置工事 【A10】	<p>V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を豪雪・火山灰等から保護する必要がある場合に認める小屋の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋内部に設置されるヒーター等の備品
防護用部材設置工事 【A11】	<p>V2H充放電設備本体および別体（設備構成）である課金機、電源部を保護するU字型・I型防護用部材の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製およびゴム製のポール ・駐車場侵入防止のバリカーやチェーン ・車止め
電灯設置工事 【A12】	<p>V2H充放電設備本体および充放電スペースを照らす目的で設置する電灯の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ●電気配線にかかる部材費、労務費 	<ul style="list-style-type: none"> ・華美な電灯 ・太陽光発電機で稼働する電灯

工事項目 【申告額の計上 項目先番号】	【申告額として計上できる工事内容と費用】	【補助対象とならない 工事（例）】
（４）その他、設置工事にかかる費用		
雑材・消耗品、 養生費 【A13】	<ul style="list-style-type: none"> ●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通運搬費や廃材処分費
図面作成費 【A14】	<ul style="list-style-type: none"> ●センターが求める図面の作成にかかる費用 <p>【補足説明】 センターが補助する図面は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所見取図 ・平面図 ・電気系統図 ・配線ルート図 	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図面等の作成費
レイアウト検討 費【A15】	<ul style="list-style-type: none"> ●設置場所へのV2H充放電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 <p>【補足説明】 ・一式計上ではなく、レイアウト検討にかかった人工数とその単価を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費、諸経費等にかかる費用
電力会社協議費 【A16】	<ul style="list-style-type: none"> ●電力会社との協議にかかる費用 <p>V2H充放電設備設置に際し、電力会社への申請から申請の承認までの協議を工事施工会社が行う費用</p> <p>【補足説明】 ・一式計上でなく、人工数とその単価を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者自身が電力会社と協議を行う費用
安全誘導員費 【A17】	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 <p>【補足説明】 ・一式計上ではなく、安全誘導にかかる人工数とその単価を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業内の安全対策にかかる費用
現場監督等の労務費【A20】	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費の項目（１）～（３）の工事で発生する、現場監督費・世話役等の労務費でセンターが認めたもの <p>【補足説明】 ・一式計上ではなく、現場監督等にかかる人工数とその単価を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場管理費や現場監理費 ・諸経費等の現場監督費、世話役等以外の項目

4-4. V2H充放電設備等設置工事の要件

V2H充放電設備等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 基礎・据付工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示するV2H充放電設備等本体の基礎サイズの仕様を満たしていること。

(2) 電気配線工事

- ・ V2H充放電設備メーカーが「取り付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしていること。

(3) ブレーカー・切替開閉器工事

- ・ V2H充放電設備本体等の性能を担保するブレーカー・切替開閉器を設置すること。

(4) ライン引き工事

- ・ 充放電スペースは、幅 2.5m×奥行き 5mの区画を目安とする。

(5) 路面表示工事

- ・ デザインは東京電力登録商標、地方公共団体が策定したものおよびセンターが認めたもの。
- ・ 寸法は、900 mm×900 mm以上とする。
- ・ 計画した充放電スペースの区画内に設置すること。
- ・ 「待機スペース」を申請する場合は、路面表示として「待機スペース」であることが確認できる記載を必須とする。

※待機スペースとは、充放電スペースに近接した「V2H充放電設備」利用のために待機する駐車スペースをいいます。

(6) 屋根設置工事

- ・ 屋根の本体は原則、既製品に限る。
- ・ 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・ 小屋との同時申請はできない。

(7) 小屋設置工事

- ・ 小屋の本体は原則、既製品に限る。
- ・ 建ぺい率等の確認は申請者が申請前に行うこと。
- ・ 屋根との同時申請はできない。

(8) 防護用部材設置工事

- ・ 本体は原則、既製品に限る。
- ・ 金属製に限る。
- ・ 地方公共団体等に設置に関する条例等がある場合があるため、申請前に申請者責任において確認すること。

(9) 電灯設置工事

- ・ 電灯の本体は原則、既製品に限る。
- ・ V 2 H 充放電設備本体を照らしていること。

4-5. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・ 太陽光発電システム（パネル等）の機器、部材、材料費および設置労務費
- ・ V 2 H 充放電設備以外の他用途に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告されたV 2 H 充放電設備以外の工事内容を含んだ工事）
- ・ V 2 H 充放電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用
- ・ 非常用に設置する予備用コンセント
- ・ 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・ V 2 H 充放電設備等の電力量を測定するメーター等の費用
- ・ 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・ 区画貫通およびレントゲン撮影等にかかる費用
- ・ 既設V 2 H 充放電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・ その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・ 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更してV 2 H 充放電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更
- ・ 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・ 交通費、保険費、福利厚生費
- ・ 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・ 除雪費
等

5. 交付申請の提出

5-1. 申請に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページよりオンライン申請システムを利用し、申請情報や内容を登録することで必要な入力項目やアップロードが必要な書類を個別に表示します。

申請のデータ入力^(注1)および提出書類を各項目にアップロード^(注2)し、申請ボタンを押してください。

※6月16日以降は、オンライン申請システム上で申請が完了となりますので、「交付申請書（様式V01）」の郵送は不要となります。

入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、所定の様式でない、申請要件を満たしていない場合等、センターが適正でないと認められたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。）

5-2. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。

5-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

- 5-4：申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）
- 5-5：V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）
- 5-6：V2H充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）
- 5-7：V2H充放電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請）
- 5-8：要部写真
- 5-9：設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 5-1 1：付帯設備設置工事を申請する場合
（メーカー名、型式、価格の記載がある資料）
- 5-1 1：申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合
（土地・施設の利用に関する許諾書等）
- 5-1 2：支庁・支社等から申請する場合
（申請に係る代表者から申請者への委任状（様式V02）等）
- 5-1 3：共同で申請する場合（共同申請書（様式V19）等）
- 5-1 4：リース契約に基づく申請の場合
（申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等）
- 5-1 5：自社または資本関係にある会社から調達する場合
（利益等排除申告、資本関係を証する書類等）
- 5-1 6：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合
（手続代行者届出書（様式V03））
- 5-1 7：地方公共団体が入札前に申請する場合
- 5-1 8：地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合
- 5-1 9：マンション等に設置する場合
- 5-2 0：住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲マンション等の場合）
- 5-2 1：要部写真の提出資料

5-4. 申請者本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）

- ・申請者の区分ごとに異なります。

5-4-1. 申請者が地方公共団体の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、計２つの書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
(1)	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体のホームページ・広報誌等	地方公共団体の名称、長の氏名、住所が確認できること
(2)	<ul style="list-style-type: none">・法人番号指定通知書・経済産業省のgBizINFO（ジーBizインフォ）よりダウンロードした当該PDFファイルデータ等・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等	法人番号（13桁）が確認できること
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">・交付申請時に法人番号（13桁）の入力が必要です。 履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。		

5-4-2. 申請者が法人（マンション管理組合法人を含む）の場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）の中から１つ、（２）の中から１つ、計２つの書類をアップロードおよび（３）のデータ入力を行う必要があります。

番号	書類	条件
(1)	・履歴事項全部証明書 ・現在事項全部証明書	3ヶ月以内の発行のものに限る
(2)	・法人番号指定通知書 ・経済産業省のgBizINFO（ジービズインフォ）よりダウンロードした当該PDFファイルデータ等 ・国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等	法人番号（13桁）が確認できること
(3)	・役員名簿 （オンライン申請システムにてデータ入力）	「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、履歴事項全部証明書等に記載されている役員全員を入力すること
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支庁・支社等からの申請は、「5-12. 支庁・支社等から申請する場合」を参照してください。 ・交付申請時に法人番号（13桁）の入力が必要です。 ・履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書に記載されている「会社法人等番号」ではありませんので注意してください。 ・役員名簿の入力は、センターホームページの操作ガイド「申請者：役員名簿」を参照して間違いのないように入力してください。 <p>※役員とは、取締役・会計参与・監査役のことをいいます。</p>		

5-4-3. 申請者が法人格をもたないマンション管理組合の場合

以下に示す（１）の書類をアップロードし、提出してください。

また、管理組合の現在の代表者の本人確認書類も必要になりますので、「5-4-5. 申請者がマンション等のオーナーの場合」の表に示す（１）～（６）の中から１つ選択し、書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
(1)	総会の議事録等	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証していること 書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること

5-4-4. 申請者が町内会（認可地縁団体）の場合

以下に示す（１）の書類をアップロードし、提出してください。

番号	書類	条件
(1)	地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳の写し	3ヶ月以内の発行のものに限る

5-4-5. 申請者がマンション等のオーナーの場合

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下記の表の（１）～（６）の中から１つ選択し、書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
(1)	運転免許証	有効期限内のものに限る 表裏両面のデータがあること
(2)	印鑑登録証明書	3ヶ月以内の発行のものに限る
(3)	住民票	3ヶ月以内の発行のものに限る
(4)	パスポート	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ
(5)	健康保険証等	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
(6)	住民基本台帳	有効期限内のものに限る 現住所が記載されていること
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 申請者の住所・氏名は上記公的書類の住所・氏名と一致していることが必要です。・ 現住所の記載されていない健康保険証や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認めません。		

5-5. V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）

- ・ V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・ V2H充放電設備を工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書にV2H充放電設備の見積が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・ 本補助金の申請受付開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・ V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・ 振込であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ センターは提出された見積書をもとに審査を行います。V2H充放電設備の型式および販売会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「7-1. 申請取下げ」を参照してください。）
- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・ 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。
- ・ 複数のV2H充放電設備を設置する場合は、個々のV2H充放電設備のメーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額を明示してください。
- ・ V2H充放電設備を自社調達する場合は、「5-1 5-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達する場合」を参照してください。

5-6. V 2 H 充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）

- ・申請者宛のV 2 H 充放電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の必須項目が記載された見積書の提出を求めます。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV 2 H 充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV 2 H 充放電設備等設置工事のみにかかる見積書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・本補助金の申請受付開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- ・見積書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4-3. V 2 H 充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を参照してください。）

- ・見積書の内訳には、オンライン申請システムのV 2 H 充放電設備等設置工事申告への計上項目先番号を記載の上、提出してください。
- ・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。工事内容および工事施工会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
- ・「材工一式」といった簡略記載の「見積書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしませぬ。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりませぬ。

5-7. V2H充放電設備等設置工事の申告方法（オンライン申請）

V2H充放電設備等設置工事の申告は、オンライン申請システムによるデータ入力を行う必要があります。

申告方法等は以下の通りです。

- ・ V2H充放電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての見積書および図面を参照し、V2H充放電設備等設置工事の申告を入力してください。
なお、申告された金額および工事の内容をもとに設置工事補助金申請額が算定されます。
- ・ オンライン申請システムでは、以下の入力が必要になります。
 - 「5-7-1. 会社別見積書一覧」は、見積書ごとに総額を入力してください。
 - 「5-7-2. V2H充放電設備等設置工事申告の申告額」は、見積書からセンターが定める工事項目ごとに申告する金額を入力してください。
 - 「5-7-3. V2H充放電設備等設置工事申告の工事内容」は、申告額を入力した工事項目に対して、その工事内容の詳細を入力してください。

5-7-1. 会社別見積書一覧（オンライン申請）

- ・ 「会社別見積書一覧」の欄には、V2H充放電設備販売会社および工事施工会社ごとに発行した「見積書」を参照し、それぞれの会社名、見積書発行日および見積書の総額（税抜）等を入力してください。
- ・ 見積書の総額は税抜金額を入力し、見積書に記載されている総額と一致する必要があります。

5-7-2. V2H充放電設備等設置工事申告の申告額（オンライン申請）

- ・ 「V2H充放電設備等設置工事申告」の申告額には、応募要領「4-3. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を参照し、「見積書」や「内訳書」から工事費用の工事区分または項目ごとに申告することが必要です。
- ・ 工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」や「内訳書」の金額等の数字を集約し、該当する項目の申告額に入力してください。
- ・ 他用途性のある部材（V2H充放電設備以外の工事と兼用している部材）等は補助対象経費とならないため入力しないでください。
- ・ 端数処理や出精値引き等がある場合は、その金額を反映し入力してください。
- ・ 「V2H充放電設備等設置工事申告」の申告額は、見積書の内訳に記載された計上項目先番号を見ながら入力してください。（詳細については、「4-3. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を参照してください。）
- ・ オンライン申請システムの入力時には、V2H充放電設備等設置工事の申告で異なる工事項目の計上項目先番号に入力した場合、補助対象外になります。なお、入力は見積書（請求書）と提出された図面等で一致する必要があります。

5-7-3. V2H充放電設備等設置工事申告の工事内容（オンライン申請）

- ・ 申告額を入力した項目に対し「見積書」や「内訳書」、「図面」に記載されている工事の仕様や工法等の詳細を申告することが必要です。
- ・ 入力する項目については応募要領「4-3. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を参照してください。
- ・ 入力する工事の仕様や工法等は「見積書」および「図面」と同じであることが必要です。入力した工事内容を補助対象経費として申告する場合、工事内容の申告ごとに「工事申請額の算定」の有無は、有にチェックしてください。
- ・ 「工事申請額の算定」を有にチェックした場合のみ設置工事補助金申請額にも算定されます。
工事施工会社が複数ある場合は、各工事施工会社の「見積書」から工事項目に該当する工事内容を集約し、該当する項目の工事の詳細を入力してください。

5-7-4. 工事申請要件の確認およびV2H充放電設備の運用方法（オンライン申請）

- ・ 工事の申請をするにあたり、工事の内容やセンターの求める要件等に適合していることを確認します。該当する全ての事項について申告してください。
- ・ V2H給電時の常時および非常時（災害時等）の主な利用目的、使用する電気製品等について申告してください。
- ・ 太陽光発電システムの設置確認では太陽光発電システムの設置の有無や設置予定の有無について申告してください。なお、設置している（する）場合は太陽電池容量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）を申告してください。

5-8. 要部写真

下記に示す要部写真の画像データをアップロードし、提出してください。

センターが認めるアップロードのファイル形式は、「J P E G」「P N G」の2種類になります。

【提出が必要な写真】

《施設・建物の外観》

- ・ V 2 H 充放電設備を設置する施設・建物の外観の確認ができること

《充放電スペースの設置予定場所》

- ・ 工事施工前の充放電スペース全景が確認できること

《V 2 H 充放電設備本体の設置予定場所》

- ・ 工事施工前の V 2 H 充放電設備本体の設置予定場所が確認できること
- ・ 別体（設備構成）である課金機、電源部がある場合には個々に必要

- ・ 工事の計画を確認するために求めるものです。
- ・ 施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。
- ・ インターネット等で取得した写真の提出は認めません。
- ・ 撮影した写真は、オンライン申請システムの「施工前要部写真」に工事項目ごとに写真をアップロードし、提出してください。

※実績報告時には補助対象経費で申告した工事項目に該当する要部写真を提出の提出が必要となります。

- ・ 「5-2 1. 要部写真の提出資料」「6-1 2. 要部写真」は申請前、工事前に必ず確認してください。
- ・ 工事中に撮影が必要な写真もありますので留意してください。

5-9. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図

「設置場所見取図」、「平面図」、「電気系統図」、「配線ルート図」は全てA3サイズで作成していただきます。

図面ごとに記載する内容が異なりますので、次項以降の内容を確認し作成してください。

5-9-1. 設置場所見取図

下記に示す項目を記載した図面を「設置場所見取図」として作成の上、アップロードし、提出してください。V2H充放電設備を設置する場所（施設・建物）、接する道路や付近の主たる施設等との関係を確認するために求めるものです。施設全体の敷地形状が確認できる図面にV2H充放電設備を設置する場所の位置関係を示してください。市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可とします。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「設置場所見取図」との記載（不備事例：設置見取図、設置場所図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（縮尺サイズの指定なし）、作成日（本補助金の申請受付開始日以降）の記載

《敷地の全体図》

- ・施設全体の敷地形状の記載

《充放電スペース》

- ・充放電スペース場所の記載

《施設の入口》

- ・道路からV2H充放電設備設置場所への入口の記載

5-9-2. 平面図

下記に示す項目を記載した図面を「平面図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

レイアウトを確認するために求めるものです。

図面には、V2H充放電設備、付帯設備のレイアウトと寸法を示してください。なお、申告の有無にかかわらず付帯設備を設置する場合、記載は必須になります。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「平面図」との記載（不備事例：レイアウト図、詳細図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日（本補助金の申請受付開始日以降）の記載

《充放電スペース》

- ・充放電スペース場所の記載
- ・幅、奥行き寸法の記載

《V2H充放電設備設置場所の位置》

- ・充放電スペースとV2H充放電設備の位置関係の寸法の記載

《V2H充放電設備の基礎》

- ・V2H充放電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《充放電スペースのライン引き》

- ・新規で引くラインの全長の記載

《路面表示》

- ・路面表示本体の寸法、充放電スペース内での位置関係の寸法の記載

《屋根》

- ・屋根本体の寸法、V2H充放電設備との位置関係の寸法を記載
- ・基礎サイズ（寸法）、V2H充放電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《小屋》

- ・小屋本体の寸法、V2H充放電設備との位置関係の寸法を記載
- ・基礎サイズ（寸法）、V2H充放電設備のメンテナンススペースの寸法を記載

《防護用部材》

- ・V2H充放電設備と保護用部材までの寸法、充放電スペースと保護用部材までの寸法の記載

《車止め》

- ・車止めの設置（既設含む。）がある場合、V2H充放電設備と車止めまでの寸法の記載

《電灯》

- ・V2H充放電設備、充放電スペースを照らしていることの設置位置の記載

5-9-3. 電気系統図

下記に示す項目を記載した図面を「電気系統図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

V2H充放電回路を確認するために求めるものです。

改修・交換もしくは新設される分電盤（受電盤）とV2H充放電設備や付帯設備が配線で結合されていることを示してください。

V2H充放電回路で使用する開閉器盤などは収納されるブレーカー・切替開閉器等の接続がわかるよう単線で記載してください。また、切替開閉器は通常時に使用する接点（常閉）がわかるように記載してください。なお、既存の分電盤等を改修する場合は、改修前・改修後がわかるよう記載してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「電気系統図」との記載（不備事例：配線系統図、電気配線図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、作成日（本補助金の申請受付開始日以降）の記載

《V2H充放電設備の仕様》

- ・メーカー名、型式の記載

《配電方法》

- ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）の記載

《電源元の仕様》

- ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示し、盤名称がある場合は、その名称の記載

《ブレーカーの仕様》

- ・仕様（例：ELB2P2E）容量（例：20AF/20AT）の記載
- ・交換の場合は、その前後が分かるように記載

《配線の仕様》

- ・ブレーカーからV2H充放電設備までの配線の記載（充電時）
- ・V2H充放電設備から負荷ブレーカーまでの配線の記載（放電時）
- ・配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載

《接地極の仕様》

- ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed等）アース線（例：1V5.5sq）の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《幹線の仕様》

- ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量の記載

《電灯》

- ・設置がある場合は、配線の種類（例：CV5.5-3c）の記載
- ・タイマースイッチ等を設置する場合は、設置箇所の記載

《太陽光発電システムをV2H充放電設備に接続する場合》

- ・V2H充放電設備に接続する配線、ブレーカー、切替開閉器などの記載
- ・太陽光発電システムの太陽電池容量
（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）（kW）の記載

5-9-4. 配線ルート図

下記に示す項目を記載した図面を「配線ルート図」として作成の上、アップロードし、提出してください。

配線ルートの合理性、申請された配線費用の妥当性を審査するために求めるものです。配線・配管の経路、長さおよび仕様（アース線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を示してください。

【記載の必須項目】

《図面名称》

- ・「配線ルート図」との記載（不備事例：配線図、配線系統図等）

《基本情報》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）、作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日（本補助金の申請受付開始日以降）の記載

《充放電スペース》

- ・充放電スペース場所の記載

《V2H充放電設備設置場所》

- ・V2H充放電設備設置場所の記載

《配線ルート》

- ・電源元からV2H充放電設備本体までのルートの記載（充電時）
- ・V2H充放電設備から負荷（ブレーカー、盤）までのルートの記載（放電時）

《配線の種類・長さ・ルート等》

- ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・配線方法（架空・露出・埋設）の記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《電源元の位置》

- ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置の記載
- ・位置関係が確認できる寸法の記載

【工事の内容に応じて記載する項目】

《配管材の種類・長さ・ルート等》

- ・配管材の種類（例：FEP30・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載
- ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載

《埋設の位置・状況》

- ・埋設の箇所を図面上に示し掘削（掘削幅・深さ・距離）と現状の路面の状況（アスファルト、土等）の記載

《建柱（引込柱）の位置・仕様》

- ・架空配線の建柱で必要となる引込柱の設置位置、仕様（材質・高さ）の記載
- ・支線を設置する場合は、支線の位置の記載

《ハンドホールの位置・仕様》

- ・埋設工事で必要となるハンドホールの設置位置、仕様（材質・たて・よこ・高さ）の記載

《太陽光発電システムをV2H充放電設備に接続する場合》

- ・太陽光発電システムからV2H充放電設備までの配線ルートの記載

5-10. 付帯設備設置工事を申請する場合

(メーカー名、型式、価格の記載がある資料)

(1) に示す付帯設備設置工事を申請する場合は、以下に示す(2)の書類をアップロードし、提出してください。

オンライン申請システム「V2H充放電設備等設置工事申告」の(3)付帯設備それぞれの工事内容の申告内にアップロード画面があります。

(1) 提出対象となる付帯設備設置の工事項目

- ・ 屋根
- ・ 小屋
- ・ V2H充放電設備等防護用部材
- ・ 電灯

(2) 付帯設備の仕様および価格(定価)を証する書類(メーカーのカタログ等)

【記載の必須項目】

《メーカー名》

- ・ 設置する付帯設備のメーカー名の記載

《型式》

- ・ 見積書に記載された型式の記載

《価格》

- ・ 本体の価格(定価)の記載

5-11. 申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合

(土地・施設の利用に関する許諾書等)

申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合、設置場所の土地・給電対象施設の利用に関する許諾およびV2H充放電設備の保有義務期間(5年間)以上において設置することの許諾を土地・給電対象施設所有者から得る必要があります。土地・給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・ 賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・ 賃貸人名の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所であることの記載

《許諾》

- ・ V2H充放電設備設置を許諾していることの記載

《期間》

- ・ V2H充放電設備の設置を設置完了から保有義務期間(5年間)以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・ 本補助金の申請受付開始日以降である日付の記載

5-1 2. 支庁・支社等から申請する場合

(申請に係る代表者から申請者への委任状(様式 V02)等)

支庁・支社等が申請者となる場合は、以下に示す(1)の書類をアップロードし、提出してください。なお、本人確認書類として提出した書類に支庁・支社等の記載がない場合は、(2)の書類が必要になります。

(1)「申請に係る代表者から申請者への委任状(様式 V02)」

- ・オンライン申請システムの「申請に係る代表者から申請者への委任状(様式 V02)」にデータを入力後、提出用のボタンからダウンロードしたPDFファイルをアップロードし、提出してください。

(2) 支庁・支社等が存在することが確認できる書類

- ・本人確認書類として提出する登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)に支庁・支社等の記載がない場合は、その支庁・支社等が存在することが確認できる書類(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等)をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《法人名》

- ・申請者となる地方公共団体名または法人名の記載

《所在地》

- ・本庁・本店等の所在地の記載

《支庁・支社等の名称》

- ・支庁・支社等の名称の記載

《所在地》

- ・支庁・支社等の所在地の記載

5-13. 共同で申請する場合（共同申請書（様式V19）等）

- ・一つの申請において、V2H充電設備等設置工事の補助対象経費を分担して行う場合^{（注1）}、共同して申請を行うことができます。
- ・共同申請は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者（原則、V2H充電設備の所有者）を決定してください。また、申請は当該代表者が行う必要があります。
- ・共同申請者（個人の場合を除く。）は、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定日、交付金額等）がオープンデータとしてg B i z | N F Oに公表されることへの了承をしなければなりません。
- ・財産処分等^{（注2）}により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

共同申請を行う場合は、以下に示す（1）（2）のデータ入力および書類をアップロードし、提出してください。

（1）「共同申請書（様式V19）」

- ・オンライン申請システムの「共同申請書（様式V19）」にデータを入力後、提出用のボタンからダウンロードしたPDFファイルをアップロードし、提出してください。

（2）共同申請者の本人確認書類

- ・共同申請者の本人確認書類をアップロードし提出してください。（「5-4. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）、法人番号を証する書類およびオンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、提出してください。

注1：V2H充電設備等設置工事を分担して行う場合とは、例えばV2H充電設備の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において分担して行ったV2H充電設備等設置工事の補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。ただし、リース契約がある場合には、リース契約の使用者（契約者）は補助対象経費を支払う者とはみなしません。

注2：「8. 財産処分の手続」を参照してください。

5-14. リース契約に基づく申請の場合

(申請者がリース事業を生業とすることを証する書類等)

- ・ リース契約にてV2H充放電設備の取得および設置工事を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払われます。
- ・ リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを取りを反映させなくてはなりません。
- ・ リース契約は、保有義務期間（5年間）以上使用することを前提とした契約にすることが必要です。

リース契約が含まれる申請の場合は、以下に示す（1）（2）の書類をアップロードし、提出してください。なお、V2H充放電設備を設置する土地がリースの使用者（契約者）の所有でない場合は、（3）の書類が必要になります。

（1）申請者がリース事業を生業とすることを証する書類

- ・ 「5-4. 申請者本人確認書類」に示す法人の本人確認書類（履歴事項全部証明書等）に記載がある場合は代用することも可能です。

（2）リースの使用者(契約者)の本人確認書類

- ・ リースの使用者（契約者）の本人確認書類をアップロードし提出してください。（「5-4. 申請者本人確認書類」を参照）
- ・ リースの使用者(契約者)が法人の場合は、「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、本人確認書類（履歴事項全部証明書等）およびオンライン申請システムの「役員名簿」にデータを入力し、提出してください。

（3）土地・給電対象施設の利用に関する許諾を証する書類

- ・ V2H充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設がリースの使用者（契約者）の所有でない場合、リースの使用者（契約者）が土地ならびに給電対象施設の所有者から許諾を得ることが必要です。
- ・ リースの使用者（契約者）は「5-11. 申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない場合（土地・施設の利用に関する許諾書等）」に示す書類をセンターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。
- ・ 申請者は確認後、アップロードし、提出してください。

5-15. 自社または資本関係にある会社から調達する場合 (利益等排除申告、資本関係を証する書類等)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等にかかる経費がある場合、申請者自身の利益が含まれていることは、補助金交付の目的上、好ましくありません。

申請者が自社または資本関係にある会社から調達（V2H充放電設備の購入および設置工事）を受ける場合は、V2H充放電設備は補助金交付額、設置工事は補助対象経費から利益相当額を排除することが必要です。

なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係にある場合、利益等排除の対象になります。

利益等排除は、申請者と資本関係にある会社とで議決権のある株式を保有している関係性（持株比率）による区分によって、利益等排除の方法が異なります。

このため、調達先ごとに該当する区分がある場合、申告する必要があります。

5-15-1. : V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達する場合

5-15-2. : V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備販売会社から調達する場合

※V2H充放電設備メーカーおよびV2H充放電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、V2H充放電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

5-15-3. : 設置工事を資本関係のある工事施工会社から調達する場合

申請者は、持株比率を確認し、下記の利益等排除の区分を選択してください。

【利益等排除の区分】

(1) 申請者が自社調達の場合

・申請者が自社の製造しているV2H充放電設備を設置する場合に限りです。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

・2社間の関係で持株比率が100%に限りです。

(3) 申請者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

・2社間の関係で持株比率が100%未満20%以上に限りです。

なお、オンライン申請システムの「利益等排除申告」項目にデータの入力完了後、提出が必要な書類が表示され、アップロードが可能になります。

5-15-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達する場合

申請者がV2H充放電設備メーカー（自社含む。）との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、V2H充放電設備メーカーおよびV2H充放電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、V2H充放電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	当該調達品の本体価格に対する製造原価の比率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(1) 申請者の自社調達の場合

- ・利益等排除に伴う提出する書類はありません。

なお、自社調達の場合「5-5. V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）」の発行がないためオンライン申請システムの「見積書」には、以下に示す項目が記載された書類（「社内確認書」等）を元に入力し、アップロードにて提出してください。

【記載の必須項目】

- 《V2H充放電設備メーカー名》
 - ・申請者（V2H充放電設備メーカー）名の記載
- 《作成日》
 - ・本補助金の申請受付開始日以降である日付の記載
- 《作成者》
 - ・申請者（V2H充放電設備メーカー）の担当者の記載
- 《設置場所名称》
 - ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
- 《V2H充放電設備情報》
 - ・メーカー名、型式、製造原価、基数の記載

※製造原価は、V2H充放電設備承認申請時に申告された額を記載してください。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にあるV2H充放電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（V2H充放電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・V2H充放電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・申請者名の記載

《調達先名》

- ・申請者と資本関係にあるV2H充放電設備メーカー名の記載

《持株比率》

- ・関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（V2H充放電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V2H充放電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-15-2. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備販売会社から調達する場合

申請者がV2H充放電設備販売会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。なお、V2H充放電設備メーカーおよびV2H充放電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、V2H充放電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にあるV2H充放電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（V2H充放電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V2H充放電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にあるV2H充放電設備販売会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（V2H充放電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V2H充放電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-15-3. 設置工事を資本関係にある工事施工会社から調達する場合

申請者が工事施工会社との間に資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

利益等排除の対象となる区分と方法は下記の表のとおりです。

利益等排除の区分	利益等排除の方法
(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

利益等排除の区分ごとに提出書類が異なります。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

ア. 持株比率を証する書類（出資関係図等：法人税の確定申告時のもの）

法人税の確定申告にて作成された出資関係図等をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社((2)を除く。)からの調達の場合

ア. 持株比率が記載された資料

WEBサイトの会社概要、持株情報や会社紹介パンフレット等の持株比率が記載されている書類をアップロードし提出してください。

【記載の必須項目】

《申請者名》

- ・ 申請者名の記載

《調達先名》

- ・ 申請者と資本関係にある工事施工会社名の記載

《持株比率》

- ・ 関係性が確認できる持株比率の記載

《日付》

- ・ 現在の持株比率であることが確認できる日付の記載

イ. 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）

調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書をアップロードし提出してください。

単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

5-16. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

(手続代行者届出書 (様式 V03))

- (1) 申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。ただし、原則として手続代行者は工事施工会社に限りません。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、交付申請のデータを申請後、手続代行者を申請することはできません。
- (2) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、オンライン申請システムにて「手続代行者届出書 (様式 V03)」のデータ入力後、提出用のボタンからダウンロードしたPDFファイルをアップロードし、提出してください。
- (3) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
- (4) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (5) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者の申請がない場合は、申請者に連絡します。手続代行者と確認の連絡が取れない場合は、交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (6) 実質的に代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、「手続代行者届出書 (様式 V03)」の提出がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請者または手続代行者以外の方への連絡や説明はできません。
- (7) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に郵便で送付します。
- (8) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (9) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

5-17. 地方公共団体が入札前に申請する場合

地方公共団体が申請者となり、入札前に申請する場合の提出書類についての補足説明になります。

5-17-1. 予算が確保されていることを証する書類（予算書等）

入札前の申請の場合、V2H充放電設備等設置工事にかかわる予算を確保されていることを証する書類をアップロードし、提出してください。

補正予算等でまだ予算を確保していない場合は、議会に提出予定の予算を確保することを証する書類を提出してください。なお、予算を確保したのち速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」にデータを入力の上、予算書をアップロードし、提出してください。

5-17-2. V2H充放電設備と設置工事の「設計書」（見積書等）

- ・入札前で工事施工会社作成の見積書の提出ができない場合^(注1)、予算を組む際に地方公共団体が作成する「設計書」または、工事施工会社に依頼して作成した「見積書」（設計書と同等）をアップロードし、提出してください。設計書（見積書等）は、センターが求める「5-5. V2H充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）」「5-6. V2H充放電設備の設置工事にかかる見積書（内訳書含む）」と同様になります。
- ・公共工事費の積算方法における「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」については、本事業で補助対象経費として認める費目を明確に計上し、その内訳を設計書に記載してください。比率等で計上した場合は、補助対象経費とはなりません。
- ・入札をした結果、申請したV2H充放電設備のメーカー名、型式等が変更になった場合、速やかにオンライン申請システムの「計画変更承認申告」にデータを入力の上、センターへ申告してください。

注1：入札後、工事施工会社が決定した際は、速やかにオンライン申請システム上の「実施状況等報告」にデータを入力の上、センターに報告をしてください。

5-18. 地方公共団体から委託された指定管理者が申請する場合

V2H充放電設備設置完了後から保有義務期間（5年間）以上の委託契約期間である必要があります。申請者は、以下（2）に示す地方公共団体との契約期間が記載された書類をもとに（1）オンライン申請システムの「実施状況等報告」にデータを入力の上、アップロードし、提出してください。委託契約期間が保有義務期間（5年間）未満の場合、V2H充放電設備の保有義務期間（5年間）以上の維持、運用することを証する書類として（3）（4）の提出が必要です。提出は、地方公共団体との契約期間が記載された書類とあわせて提出してください。

（1）オンライン申請システムの「実施状況等報告」（データ入力）

- ・ 地方公共団体と指定管理者の契約期間を入力してください。

（2）地方公共団体と指定管理者の契約期間が記載された書類

【記載の必須項目】

《地方公共団体》

- ・ V2H充放電設備を管轄する地方公共団体名称の記載

《指定管理者》

- ・ 申請者名の記載

《作成日：契約日》

- ・ 契約書の作成日および2者間で契約した日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載

《契約期間》

- ・ 契約期間の記載

（3）申請者（指定管理者）がセンター宛に保有義務期間（5年間）の維持、運用を記載した書類

【記載の必須項目】

《基本情報》

- ・ 作成日、作成者（指定管理者）名および設置場所名称の記載

《保有義務期間》

- ・ 申請者（指定管理者）が保有義務期間（5年間）以上、V2H充放電設備を維持することの記載

《V2H充放電設備の承継・継続条件》

- ・ 保有義務期間（5年間）未満で、申請者（指定管理者）が変更となる場合、申請者（指定管理者）から新たな指定管理者または施設を管轄する地方公共団体へV2H充放電設備を承継することの記載およびV2H充放電設備の継続条件（有償、無償等）の有無および内容の記載

- (4) 施設を管轄する地方公共団体がセンター宛に保有義務期間（5年間）の維持、運用を記載した書類

【記載の必須項目】

《基本情報》

- ・ 作成日、作成者（施設を管轄する地方公共団体）名および設置場所名称の記載

《V2H充放電設備の維持・運用》

- ・ 保有義務期間（5年間）未満で、申請者（指定管理者）が変更となる場合、申請者（指定管理者）から新たな指定管理者または施設を管轄する地方公共団体へV2H充放電設備を承継することの記載
- ・ 申請者（指定管理者）から新たな指定管理者まで空白期間がある場合、V2H充放電設備の管理・運用等は施設を管轄する地方公共団体がすることの記載

5-19. マンション等に設置する場合

マンション等にV2H充放電設備を設置する場合には、マンション等であることを証する以下のいずれかの書類をアップロードし、提出してください。

- (1) 建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類

【記載の必須項目】

《主要用途》

- ・共同住宅、または長屋であることの記載

《建築主》

- ・申請者と同一であることの記載
賃貸マンション等の申請において申請者と同一でない場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」に相違している経緯、理由をデータ入力し、提出してください。

《建築場所》

- ・申請で入力した設置場所であることの記載

- (2) 上記(1)の提出ができない場合、マンション等の賃貸借契約書の記載内容から共同住宅等と確認できる書類

なお、センターは必要に応じて提出された書類について詳細な説明を求める場合があります。

【記載の必須項目】

《賃借人の記載欄》

- ・賃借人名の欄があることの記載

《賃貸人の記載欄》

- ・賃貸人名の欄があることの記載

《設置場所住所および名称》

- ・申請で入力した設置場所住所および名称の記載

《建物の構成》

- ・2戸以上の住宅であり、共有の廊下や階段等が確認できる内容であることの記載

《住戸内の構成》

- ・住戸内に各々1以上の居室、台所、便所等の間取りが確認できる内容であることの記載

5-20. 住民総会での決議を証する書類または、理事会で合意されたことを証する書類（分譲マンション等の場合）

- (1) 住民総会でV2H充放電設備を設置することを住民が承認し、決議されたことが確認できる書類（議事録等）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目：住民総会の議事録等】

《作成日》

- ・ 住民総会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 住民総会が開催された日付の記載

《マンション等の名称》

- ・ マンション等の名称の記載（略称不可）

《V2H充放電設備設置の承認》

- ・ V2H充放電設備の設置が住民総会で承認されたことの記載

- (2) 住民総会の開催が間に合わない場合、理事会でV2H充放電設備を設置することを合意していることが確認できる書類（議事録等）を提出してください。

【記載の必須項目：理事会の議事録等】

《作成日》

- ・ 理事会の議事録を作成した日付の記載

《開催日》

- ・ 理事会が開催された日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《V2H充放電設備設置の承認》

- ・ V2H充放電設備の設置が理事会で承認されたことの記載

《住民総会の開催時期》

- ・ 住民総会の開催予定日の記載

- (3) 新築の分譲マンションにて管理組合が発足していない場合、管理組合の発足日を確認できる書類を提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 管理組合の発足日を確認できる書類を作成した日付の記載

《申請者名》

- ・ 販売事業者名の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《発足日》

- ・ 管理組合の発足予定日の記載

5-2 1. 要部写真の提出資料

- ・ 交付申請時に必要な写真は撮影時期の施工前に「○」があるものです。
- ・ 交付申請時の要部写真はオンライン申請システムの書類一覧画面「書類No. 5600：施工前要部写真」でアップロードしてください。
- ・ 実績報告では施工中に撮影が必要な撮影項目もありますので、申請前や施工前に撮影時期や撮影個所の説明等を確認してください。

項目	写真番号	申告した内容に基づく撮影項目	必須写真 (注1)	撮影時期(注2)			撮影箇所の説明・留意点	実績報告時オンライン申請システムのアップロード先項目名	
				施工前	施工中	施工後			
V2H充電設備	0	□施設・建物の外観	○	○			・V2H充電設備を設置する施設・建物の外観の確認ができること	—	
	1	□充電スペース	○	○		○	・充電スペース全景の確認ができること	写真_A 充電スペース全景	
	2	□V2H充電設備本体の設置場所	○	○		○	・V2H充電設備本体および基礎の設置の確認ができること		
	3	□別体・課金機の設置場所	△	○		○	・別体・課金機および基礎の設置の確認ができること ※別体・課金機が無い場合は提出不要	写真_B 充電設備等設置場所	
	4	□別体・電源部の設置場所	△	○		○	・別体・電源部および基礎の設置の確認ができること ※別体・電源部が無い場合は提出不要		
	5	□V2H充電設備の銘板写真	○			○	・V2H充電設備の銘板の記載内容(型式・製造番号等)の確認ができること	写真_C 充電設備等銘板	
	6	□別体・課金機・電源部の銘板写真	△			○	・別体・課金機・電源部の銘板(型式・製造番号等)の記載内容の確認ができること ※別体・電源部、別体・課金機が無い場合は提出不要	写真_C 充電設備等銘板	
	7		■V2H充電設備側の定格電圧の確認	○			○	・V2H充電設備内の200V充電回路(UW間)をテスター等で測定していることが確認できること ・電圧の測定値が確認できること	写真_D 電圧確認
	8	□電圧・放電確認	■放電確認	○			○	・放電時の稼働状況を表示しているモニターなどの画面を撮影してください(試運転時の写真も可) ※スマートフォンのスクリーンショットは不可	写真_D2 放電確認
9		■三相の相回転	○			○	・V2H充電設備側で正回転であることが確認できること(V2H充電設備が三相の場合のみ)	写真_E 相回転確認	
(1)-①V2H充電設備設置工事	10	□V2H充電設備の基礎				○	・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)の確認ができること(写真は複数枚提出可)		
	11	□別体・課金機の基礎	※本体とは別筐体の課金機があるもの			○	・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)の確認ができること(写真は複数枚提出可) ※別体・課金機が無い場合は提出不要	写真_F 充電設備等の基礎	
	12	□別体・電源部の基礎	※本体とは別筐体の電源部があるもの			○	・スケール等により基礎の寸法(縦×横×高さ)の確認ができること(写真は複数枚提出可) ※別体・電源部が無い場合は提出不要		
(1)-②電気配線工事	13	□受電元(キュービクル・配電盤)	■キュービクル・配電盤の外観			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤	
	14		■キュービクル・配電盤の内部			○	・受電元であるキュービクル・配電盤の内部全体が確認できること		
	15		■キュービクル・配電盤の専用回路、切替開閉器	○		○	・V2H充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替開閉器を申告した場合は切替開閉器の容量(A)の確認ができること	写真_I ブレーカー・切替開閉器	
	16	□受電元(分電盤・引込開閉器盤) ※V2H充電設備専用の場合は、上位(1次側)の受電元の写真の添付が必要	■分電盤・引込開閉器盤の外観			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤	
	17		■分電盤・引込開閉器盤の内部			○	・受電元である分電盤・引込開閉器盤の内部全体が確認できること		
	18		■分電盤・引込開閉器盤の専用回路、切替開閉器	○		○	・V2H充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替開閉器を申告した場合は切替開閉器の容量(A)の確認ができること	写真_I ブレーカー・切替開閉器	
	19		■手元開閉器盤の外観	○		○	・受電元である手元開閉器盤の外観全体が確認できること	写真_J 開閉器盤	
	20	□手元開閉器盤 ※設置した場合は、手元開閉器盤の上位(1次側)となる受電元の写真の添付が必要(既設・増設・新設含む。)	■手元開閉器盤の内部	○		○	・受電元である手元開閉器盤の内部全体が確認できること		
	21		■手元開閉器盤の専用回路、切替開閉器	○		○	・V2H充電設備の専用回路を接写し単独で撮影しブレーカー容量や型式等が確認できること ・切替開閉器を申告した場合は切替開閉器の容量(A)の確認ができること	写真_I ブレーカー・切替開閉器	
	22		■架空			○	・支持点の設置の確認ができること・架空配線の状況の確認ができること		
	23	□配線配管工事 ※配線工事は、実線が撮影されていること	■露出配線			○	・代表的な露出配管(配線)の状況の確認ができること	写真_G 配線状況 写真_H 配管状況	
24	■埋設配線				○	・代表的な埋設配管(配線)の状況の確認ができること(埋設経路の中間地点を撮影すること)			
25	□埋設工事				○	・スケール等により埋設の寸法(幅×深さ)の確認ができること(写真は複数枚提出可) ・埋設工事の全景の確認ができること	写真_K 掘削・埋設		
26	□引込柱・建柱等				○	・設置された引込柱や建柱の全体が確認できること※新規で設置された引込柱や建柱については全て提出すること	写真_L 建柱		
27	□ハンドホール				○	・設置されたハンドホールの全体が確認できること※新規で設置されたハンドホールは全て提出すること	写真_M ハンドホール		
(3)付帯設備	28	□駐車スペースのライン引き				○	・ライン引きの全体が確認できること	写真_S ライン引き	
	29	□路面表示	○			○	・路面表示の全体が確認できること(待機スペース含む)	写真_T 路面表示	
	30	□屋根	■屋根の設置完了	○		○	・屋根の正面から全体が確認できること	写真_U 屋根	
	31		■基礎			○	・支柱部分の基礎が確認できること(4柱の場合は複数枚提出可)		
	32	□小屋	■小屋の設置完了	○		○	・小屋の正面から全体が確認できること	写真_V 小屋	
	33		■小屋の内部写真			○	・小屋の内部が確認できること		
	34		■基礎			○	・小屋の基礎部分が確認できること(全体写真で確認できる場合は提出不要)		
	35		■防護用部材の設置完了	○		○	・V2H充電設備防護用部材の正面から全体が確認できること		
	36	□防護用部材	■基礎			○	・V2H充電設備防護用部材の基礎が確認できること(全体写真で確認できる場合は提出不要)	写真_W 防護用部材	
	37	□電灯	■電灯の設置完了			○	・電灯の正面(側面)から全体が確認できること	写真_X 電灯	

注1：必須写真：補助対象経費および申告の有無にかかわらず、設置する場合は提出が必須になります。

注2：撮影時期：施工前…交付申請時に提出、施工中…施工中に撮影が必要で実績報告時に提出、施工後…施工後に撮影が必要で実績報告時に提出

6. 実績報告の提出

補助金の交付を受けるためには、令和4年1月31日（月）までにV2H充放電設備の設置工事を完了し、V2H充放電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。

実績報告が期限間際に集中することを避けるため、令和4年1月31日の期限間際ではなく、（工事もしくは支払い）完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

6-1. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、報告のデータ入力^(注1)および提出書類を各項目にアップロード^(注2)し、センターへ提出してください。

報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。（次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>）

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。）

6-2. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。

6-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

書類の作成は、センターのホームページ「添付書類（例）」等を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 6-4：V2H充放電設備本体の発注書
- 6-5：V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む。）
- 6-6：V2H充放電設備本体の支払を証する領収書
- 6-7：V2H充放電設備本体の保証書
- 6-8：工事費の請求書（内訳書含む。）
- 6-9：工事費の支払を証する領収書
- 6-10：V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）
- 6-11：V2H充放電設備等設置工事の実績申告方法
（オンライン申請システムのデータ入力）
- 6-12：要部写真
- 6-13：完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図
（全てA3サイズ）
- 6-14：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式V08）
（オンライン申請システムのデータ入力）
- 6-15：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

【報告の内容に応じて必要な書類】

- 6-16：リース契約に基づく報告の場合
（貸与料金の算定根拠明細書（様式V09）等）
- 6-17：自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合
（利益等排除申立等）
- 6-18：地方公共団体が実績報告する場合

6-4. V2H充放電設備本体の発注書

- ・申請者（発注者）が交付決定通知書発行日以降に発注したV2H充放電設備の発注書をアップロードし、提出してください。
- ・V2H充放電設備および設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載

《発注日》

- ・交付決定通知書発行日以降である日付の記載

《発注先》

- ・見積書と同一の販売会社名であることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《V2H充放電設備》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

- ・V2H充放電設備を自社調達する場合は、「6-17-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達した場合」を参照してください。

6-5. V2H充放電設備本体の請求書（内訳書含む）

- ・ V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書をアップロードし、提出してください。
- ・ V2H充放電設備を工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書にV2H充放電設備の請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・ 領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・ V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・ 振込であることの記載

《V2H充放電設備》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしませぬ。
- ・ 原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりませぬ。
- ・ 複数のV2H充放電設備を設置した場合は、個々のV2H充放電設備の購入価格・V2H充放電設備型式、基数を明示してください。
- ・ V2H充放電設備を自社調達する場合は、「6-17-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達した場合」を参照してください。

6-6. V2H充放電設備本体の支払を証する領収書

- ・ V2H充放電設備をV2H充放電設備販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書をアップロードし、提出してください。
- ・ V2H充放電設備を工事施工会社から購入し、設置工事の領収書にV2H充放電設備の支払を合算している場合は、提出不要です。

(1) V2H充放電設備本体の支払を証する領収書

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「○月○日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・ V2H充放電設備販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

- ・ V2H充放電設備を自社調達する場合は、「6-17-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達した場合」を参照してください。

6-7. V2H充放電設備本体の保証書

- ・申請者が新規に購入したV2H充放電設備本体であることを証する保証書をアップロードし、提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者が発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・V2H充放電設備本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

《V2H充放電設備メーカー名》

- ・申請で入力したV2H充放電設備メーカー名の記載

《V2H充放電設備の型式》

- ・申請で入力したV2H充放電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・交付決定日以降の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

- ・センターが求める保証書は、V2H充放電設備メーカーが本補助金交付の補助対象のV2H充放電設備として申請をし、センターが審査の上、承認した保証書になります。保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。
- ・センターが補助対象経費と認めたV2H充放電設備のうち、別体の課金機がV2H充放電設備本体と別々に保証される場合は、それら課金機の保証書もあわせて提出が必要です。

6-8. 工事費の請求書（内訳書含む）

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の請求書をアップロードし、提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・振込であることの記載

《部材：分電盤やブレーカー、付帯設備等》

- ・メーカー名、型式（仕様等）、数量、単価（税抜）、金額の記載

《材料費：電線や配管等》

- ・種類（仕様等）、数量、数量単価（税抜）、金額の記載

《労務費》

- ・人工数、人工単価（税抜）、金額の記載

《計上項目先番号》

- ・請求書の内訳に計上項目先番号の記載（詳細については、「4-3. V2H充放電設備等設置工事として申告できる工事内容の解説」を参照してください。）

- ・請求書の内訳には、オンライン申請システムのV2H充放電設備等設置工事実績申告への計上項目先番号を記載の上、提出してください。
- ・「材一式」といった簡略記載の「請求書」では補助金額を算定できず審査ができませんので、部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出してください。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。
- ・原則、認める支払方法は振込になります。他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

6-9. 工事費の支払を証する領収書

- ・申請者宛のV2H充放電設備等設置工事の領収書をアップロードし、提出してください。
- ・施設や建物の新築工事および改修工事に伴いV2H充放電設備等設置工事を行う場合、原則、当該申請のV2H充放電設備等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- ・領収した日付の記載
- ・発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《設置場所名称》

- ・但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合は、センターがV2H充放電設備設置工事費として認められた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

6-10. 「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）」

- ・申請者は、「6-11-1. 会社別請求書一覧」に入力された工事施工会社ごとに、V2H充放電設備の設置工事が完了したことを報告してください。
- ・オンライン申請システムから「V2H充放電設備等設置工事完了報告書（様式V07）」のエクセルファイルをダウンロードしてください。工事施工会社は必要情報を入力後、工事前、完了の写真を添付後、センターが認めるファイル形式にし申請者に提出してください。申請者は確認後、アップロードし提出してください。
- ・作成日は、設置工事完了日以降である必要があります。
- ・V2H充放電設備等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を添付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（V2H充放電設備本体の設置を行った工事施工会社は、V2H充放電設備設置の工事前、完了の写真を添付してください。）
- ・設置工事費として申告している場合は、V2H充放電設備の運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社は不要です。

6-1 1. V 2 H 充放電設備等設置工事の実績申告方法（オンライン申請）

V 2 H 充放電設備販売会社および工事施工会社が発行した全ての請求書および図面を参照し、V 2 H 充放電設備等設置工事の実績申告を入力してください。

なお、申告された金額および工事の内容を基に設置工事補助金交付見込額が算定されます。

6-1 1-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請）

「5-7-1. 会社別見積書一覧」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

6-1 1-2. V 2 H 充放電設備等設置工事実績申告の申告額（オンライン申請）

「5-7-2. V 2 H 充放電設備等設置工事申告の申告額」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の内訳金額が見積書から変更されている場合は、請求書の内訳書に記載されている金額を反映させてください。

6-1 1-3. V 2 H 充放電設備等設置工事実績申告の工事内容（オンライン申請）

「5-7-3. V 2 H 充放電設備等設置工事申告の工事内容」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更がある場合は、その変更内容を反映させてください。なお、工事内容の変更がある場合は、センターが承認していることが必要です。詳しくは「7-3. 計画変更」を参照してください。

6-1 2. 要部写真

- ・ 工事が完了したことを確認するために求めるものです。
- ・ V 2 H 充放電設備等設置工事実績で申告した工事項目に該当する要部写真を提出してください。^(注1)
- ・ 撮影した写真は、オンライン申請システムの「施工後要部写真」の項目ごとにアップロードし、提出してください。
- ・ 申告されたV 2 H 充放電設備が性能を担保しているか確認するため、補助対象経費の申告にかかわらず提出が必須の写真もあります。^(注2)
- ・ 撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 施工中を撮影した要部写真が必要な工事項目で提出されない場合は、補助対象となりませんので注意してください。
- ・ 要部写真は全てカラーで提出してください。

注1：要部写真の詳細は、「5-2 1. 要部写真の提出資料」を参照してください。

注2：「5-2 1. 要部写真の提出資料」の「必須写真」を参照してください。

6-13. 完成設置場所見取図・完成平面図・完成電気系統図・完成配線ルート図

交付申請時に提出した「設置場所見取図」「平面図」「電気系統図」「配線ルート図」の竣工図面として、全てA3サイズで作成、アップロードし提出してください。

- ・ 図面名称には、「完成」の記載が必須です。図面名称は、正確に記載してください。
(完成設置場所見取図/完成平面図/完成電気系統図/完成配線ルート図)
- ・ 作成日は、設置工事完了日以降の日付を記載してください。

※図面名称および作成日以外の記載の必須項目等は、「5-9. 設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図」を参照してください。

※交付申請時に作成した図面を利用することができます。計画変更の承認を得た場合は、計画変更を反映させた図面を提出してください。

6-14. 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（オンライン申請）

- ・ 申請者は、オンライン申請システムの「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式V08）」にデータを入力し、センターへ提出してください。
- ・ 補助金の交付を受けて設置した全てのV2H充放電設備を記載してください。
- ・ V2H充放電設備以外に入力する項目は、補助金の交付を受けて実施した（1）V2H充放電設備設置工事費、（3）付帯設備設置工事費の内、取得価格（物品の単価）が50万円以上のものになります。
例として、複数のV2H充放電設備を設置した場合の手元開閉器盤、付帯設備の屋根や小屋等があります。
- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式V08）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

6-15. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをアップロードし、提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。
- ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が記載の必須項目になります。

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ ・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 （一般的には通帳の表紙の裏の見開きのページが該当）
インターネットバンキング等により通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
当座預金で通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
地方公共団体などで通帳やそれに準ずる書類が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する口座証明書 （振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は自由）
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 	

6-16. リース契約に基づく報告の場合（貸与料金の算定根拠明細等）

リース契約が含まれる実績報告は、以下に示す（１）（２）の書類の提出が必要です。

（１）「貸与料金の算定根拠明細書（様式 V09）」

- ・ オンライン申請システムから「貸与料金の算定根拠明細書（様式 V09）」項目にデータを入力後、提出用のボタンからダウンロードした PDF ファイルをアップロードし、提出してください。
- ・ 月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映されていることを証明する必要があります。

（２）V2H 充放電設備およびその設置工事のリース契約書

- ・ リース契約成立後の契約書であることが必要です。
契約書に記載の必須項目がない場合は、特約や覚書等を提出してください。
なお、転リースの場合、中間リース会社の書類も必要となります。

【記載の必須項目】

《賃貸人》

- ・ 申請者名の記載

《賃借人》

- ・ リースの使用者（契約者）名の記載

《V2H 充放電設備情報》

- ・ V2H 充放電設備メーカー名、型式、製造番号またはシリアル番号、基数の記載
契約書にリース対象の V2H 充放電設備情報が確認できない場合は、物件引渡書や物件受領書等、V2H 充放電設備が特定できる書類の提出が必要です。

《設置場所名称》

- ・ リース物件の使用場所が、申請で入力した設置場所名称の記載

《リース期間》

- ・ 保有義務期間（5年間）以上であることの記載

《総額リース料金》

- ・ リース料金総額の記載

《補助金の充当》

- ・ リース料金総額に受領する補助金が充当されることがわかる料金の記載
- ・ 月々のリース料金に補助金相当分の値下がり反映させていることがわかる料金の記載

6-17. 自社または資本関係にある会社から調達した報告の場合（利益等排除申立等）

利益等排除を含む実績報告は、当該調達先との資本関係や利益等排除の方法により以下の書類の提出が必要です。

なお、提出が必要な書類以外にオンライン申請システムの「利益等排除申立」にデータを入力の上、センターへ提出する必要があります。

6-17-1. V2H充放電設備を資本関係にあるV2H充放電設備メーカーから調達した場合

（1）申請者の自社調達の場合

- ・利益等排除に伴う提出する書類はありません。

なお、自社調達の場合「6-4. V2H充放電設備本体の発注書」の発行がないためオンライン申請システムの「発注書」には、以下に示す項目が記載された書類（「社内伝票」等）をアップロードにて提出してください。

※社内伝票等とは、申請の担当者がV2H充放電設備を管理している部署等へ発注したことを証する書類。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請担当者の部署名、担当者名の記載

《発注日》

- ・交付決定通知書発行日以降である発注した日付の記載

《発注先》

- ・V2H充放電設備を管理している部署名、担当者名の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《V2H充放電設備情報》

- ・メーカー名、型式、基数の記載

自社調達の場合「6-5. V2H充放電設備本体の請求書」の発行がないためオンライン申請システムの「請求書」には、以下に示す項目が記載された書類（納品書等）元に入力し、アップロードにて提出してください。

※納品書等とは、管理している部署等がV2H充放電設備を設置場所に納品したことを証する書類。

【記載の必須項目】

《作成者》

- ・V2H充放電設備を管理している部署名、担当者名の記載

《納品日》

- ・ 交付決定通知書発行日以降である納品した日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《V 2 H 充放電設備情報》

- ・ メーカー名、型式、製造原価、基数の記載

自社調達の場合、「6-6. V 2 H 充放電設備本体の支払を証する領収書」の発行がないためオンライン申請システムの「領収書」には、以下に示す項目が記載された書類（「受領書」等）をアップロードにて提出してください。

※受領書等とは、設置場所にてV 2 H 充放電設備を受領したことを証する書類。

【記載の必須項目】

《作成者》

- ・ 申請担当者の部署名、担当者名の記載

《受領日》

- ・ 交付決定通知書発行日以降である受領した日付の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《V 2 H 充放電設備情報》

- ・ メーカー名、型式、基数の記載

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（V 2 H 充放電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。
単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V 2 H 充放電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（V 2 H 充放電設備メーカー）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V 2 H 充放電設備メーカー名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

6-17-2. V 2 H 充放電設備を資本関係にある V 2 H 充放電設備販売会社から調達した場合

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（V 2 H 充放電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V 2 H 充放電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（V 2 H 充放電設備販売会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ V 2 H 充放電設備販売会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

6-17-3. 設置工事を資本関係に工事施工会社から調達した場合

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業から調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《売上総利益》

- ・ 売上総利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

(3) 申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

- ・ 調達先ごとに作成される決算報告（単独の損益計算書）
調達先（工事施工会社）の直近年度の単独の損益計算書を提出してください。単独の損益計算書に下記に示す項目がない場合、決算報告書等もあわせて提出してください。

【記載の必須項目】

《調達先名》

- ・ 工事施工会社名の記載

《売上高》

- ・ 売上高である金額の記載

《営業利益》

- ・ 営業利益である金額の記載

《日付》

- ・ 直近年度であることが確認できる日付の記載

6-18. 地方公共団体が実績報告する場合

地方公共団体が申請者となる場合、または地方公共団体が所有する施設等の指定管理者が申請者となる場合の提出書類についての補足説明になります。

6-18-1. 交付決定通知書発行日以降にV2H充放電設備を発注したことが分かる書類

「6-4. V2H充放電設備本体の発注書」の提出ができない場合は、下記に示す書類を提出してください。

- ・ 工事請負契約書
請負者（工事施工会社）と発注者（地方公共団体）との契約書を提出してください。契約した日付、発注者、発注先、設置場所名称、V2H充放電設備のメーカー名、型式、基数等が確認できることが必要です。工事請負契約書に、V2H充放電設備のメーカー名、型式、基数等の記載がない場合は、別紙にて発注したことを証する書類の提出を求めます。
- ・ 入札後の申請で交付決定通知書発行日前に請負者（工事施工会社）と契約を締結している場合、申請者が交付決定通知書発行日以降に、請負者（工事施工会社）からV2H充放電設備メーカーへの発注書を上記の書類とあわせて提出してください。

6-18-2. V2H充放電設備本体、工事費の支払証憑

「6-6. V2H充放電設備本体の支払を証する領収書」および「6-9. 工事費の支払を証する領収書」の提出ができない場合は、下記の書類を提出してください。

- ・ 申請者が工事施工会社へ振込を完了したことを証する書類（支出命令書等）。
振込金額（補助金対象経費）、振込先と振込元、支払完了日（振込日）、設置場所名称等が確認できることが必要です。
- ・ 会計課等の決済処理の場合、支出命令書等とあわせて支払の手続きが完了していることを証する書類「支払システムの画面」を印刷し提出してください。

7. 取下げ・計画変更等

7-1. 申請取下げ

- (1) 申請者は、交付申請の受付前に申請の取止または計画の中止をする場合、オンライン申請システムの「申請取止」から申請を取止めてください。
- (2) 申請者は、交付申請の受付後または交付決定通知書発行日以降に申請の取下げを行う場合、オンライン申請システムの「補助金申請取下」にデータを入力し、センターへ申告してください。
交付決定通知書発行日以降においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合にオンライン申請システムの「補助金申請取下」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内になります。
なお、交付決定通知書発行日以降に「補助金申請取下」の申告により、申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を補助金交付決定取消通知書（様式 V15）により通知します。
- (3) 交付決定通知書発行日以降に、上記（2）以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合はオンライン申請システムの「計画変更承認申請」にデータを入力し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

7-2. 実施状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、V2H充放電設備設置の実施状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「実施状況等報告」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。

なお、補助金を受領し、オンライン申請システムの利用終了後は、「実施状況等報告書（様式 V17）」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。

7-3. 計画変更

交付決定通知書発行日以降に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。下記に示す内容を確認の上、オンライン申請システムの計画変更画面に表示される「工事変更書類」および「変更内容」を選択の上、データを入力し、センターに申告する必要があります。

その場合、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「計画変更申告」	軽微な変更で、工事内容の変更 ・ ブレーカー容量の変更 ・ 電源ケーブルのサイズの変更 ・ V2H充放電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ・ 付帯設備のメーカー、型式の変更 ・ 充放電スペースの変更等 ・ V2H充放電設備を同一敷地内で10m未満移動
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・ 申請者の法人名称変更、代表者変更 ・ 申請者の住所変更 ・ V2H充放電設備設置場所名称の変更 ・ 地番から住所への変更等
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・ V2H充放電設備を同一敷地内で10m以上移動 ・ 受電元の変更（分電盤からキュービクルへの変更等） ・ 交付決定通知書発行日以降の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者・工事内容等）に関わらない変更 ・ 減額などによる工事費の変更等

7-3-1. 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、交付申請の提出期間内であれば再度申請を行うことができます。

(1) 申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 法人の合併による社名変更等
- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 申請者の死亡による相続

(2) リース契約の有無の変更

(3) V2H充放電設備の設置場所住所の変更

(4) 工事施工会社の変更

(5) 手続代行者の変更

(6) V2H充放電設備のメーカー、型式、基数の変更

8. 財産処分の手続

8-1. 財産処分

補助金の交付を受けた方が、取得財産等を処分することは財産処分に該当します。

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式 V13）」をセンターへ提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- (2) センターが、処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返納を求めています。
- (3) センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行なったことが判明した場合は、センターは補助金の全部または一部の返還を求めています。
- (4) 次のア～エの処分は、センターが提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返納を不要と認めることがあります。
 - ア. 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災または過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ. 住宅および建築物等にV2H充放電設備が設置された場合における、当該住宅および建築物等の譲渡と併せて行われる当該V2H充放電設備の譲渡。
 - ウ. 申請者が所有していない土地にV2H充放電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該V2H充放電設備の処分であって、処分後も引き続き当該V2H充放電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
 - エ. その他センターが特に必要と認める処分。
- (5) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。）に該当しない処分をする場合は、あらかじめ「財産処分等届出書（様式 V12）」をセンターへ提出する必要があります。

8-2. 処分をする場合の手続と注意事項

(1) 手続について

- ・補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前にセンターに「財産処分承認申請書（様式 V13）」を提出しなくてはなりません。
- ※必要に応じてセンターが「実施状況等報告書（様式 V17）」を求めることがあります。
- ・センターは、「財産処分承認申請書（様式 V13）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式 V14）」をもって通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返納を求めることがあります。
- ※センターからの財産処分承認通知書の受領前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。
- ・処分完了後、「実施状況等報告書（様式 V17）」にてセンターに処分の内容を報告しなくてはなりません。

(2) 注意事項

ア. 補助金の扱い

- ・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに納付しなければなりません。なお、期限までに全額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、年利3%で計算した延滞金が発生します。
- ・補助金の返納が完了するまで、同一申請者に対して新しい申請の補助金の交付は行ないません。
- ・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・補助金の返納の有無や返納額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づきセンターで決定します。

イ. センターの承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ・上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて加算金（年利10.95%で計算した加算金）の納付も併せて求めることがあります。

9. 補助事業の経理の書類保管および処理等

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。
- (2) 補助金の交付を受けて実施したV2H充放電設備等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額および支出額を記入し、補助金の使途を明らかにすることが必要です。
- (3) 会計帳簿等および収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類）は設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間いつでも閲覧できるように申請者が保管しなくてはなりません。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理（会計帳簿の管理など）が困難な場合でも、見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類を、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間、申請者が保管しなくてはなりません。
- (4) 本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」または法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な経理処理方法については税理事務所等にご相談ください。

10. 参考資料

参考1. 交付規程

令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)
交付規程(車両等事業)

制定 令和3年4月28日

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)(以下「補助金」という。)の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱(20210322財製第4号)(以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、クリーンエネルギー自動車並びに外部給電器及びV2H 充放電設備の導入に要する経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 二 「クリーンエネルギー自動車等」とは、クリーンエネルギー自動車並びに外部給電器及びV2H 充放電設備をいう。
- 三 「給電機能を有した次世代自動車」とは、クリーンエネルギー自動車のうちの電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W AC100V)から電力を取り出せる機能を有する車両をいう。
- 四 「電気自動車」とは、搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)、又は型式認定を取得している側車付二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4項に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。)、若しくは軽自動車に該当する二輪自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。)をいう。
ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和26年法律第187号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。)を除く。

- 五 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車、地方公共団体並びに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。
- 六 「クリーンディーゼル自動車」とは、軽油を燃料とする検査済自動車であって、平成21年排出ガス基準(道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降(車両総重量が1.7tより大きく2.5t以下のもの及び車両総重量が3.5tより大きくて12t以下のものうち、乗車定員10人以下の乗用自動車を除くもの)にあつては、平成22年10月1日以降)に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準をいう。)に適合する自動車(自動車登録規則別表第二第三項、第五項又は第六項(車いす移動車等に限る。)に掲げる自動車(事業用自動車を除く。)に限る。)をいう。
- 七 「事業用自動車」とは道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む)をいう。
- 八 「外部給電器」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という)から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC版」に基づく検定(CHAdemo V2L protocol 認証)に合格しているもの、又はCHAdemo規格対応車両から電力の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。
- 九 「V2H 充放電設備」とは、電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定(CHAdemo V2H protocol 認証)に合格しているものをいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、個人が行うクリーンエネルギー自動車の導入、又は地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、センターが別に定める法人格を持たない団体等が行う外部給電器・V2H 充放電設備の導入(以下「車両等導入」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)を基に、一定の基準に従って求めた補助金を、予算の範囲内において、交付するものとする。

この場合において、当該車両等導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者は、本補助金の交付対象としない。

2 前項の補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車等は、一定の仕様に基づき量産される自動車又は外部給電器・V2H 充放電設備であって、その製造事業者(当該製造事業者が海外法人である場合にあつては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)によるクリーンエネルギー自動車等の仕様又は型式(以下「銘柄」という。)ごとの申請に基づき、あらかじめセンターが承認したものに限り。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、別表2に定める金額の範囲内で、前条第2項の承認をする際に銘柄ごと、並びにV2H 充放電設備設置工事の項目ごとにセンターが定め、これを公表する。ただし、補助金交付額が15千円を下回った場合は、本補助金の交付対象としない。

- 2 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付額は、別表1の区分に応じて、別表1に規定する補助対象経費の金額とし、補助率が規定されている場合は補助率を乗じた金額とする。
ただし、V2H 充放電設備設置工事においては、センター審査した補助金額とセンターが定める設置工事にかかる補助交付上限額のいずれか低い方の金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センターが別に定める日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出(以下「交付申請」という。)しなければならない。

- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
- 一 交付申請が、クリーンエネルギー自動車等1台ごとに行われていること。
ただし、V2H 充放電設備については一つの工事ごとに行われていること。
 - 二 別表3の申請要件を満たしていること。
 - 三 別表4に定める書類が添付されていること。
 - 四 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して交付申請していないこと。
 - 五 補助対象経費の中に自社製品の調達分が含まれる場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。
 - 六 申請者が反社会的勢力及びそれに準ずるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、センターが定める様式により申請者に通知(以下「補助金交付決定通知」という。)するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前において、補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。ただし、V2H 充放電設備設置工事における軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。なお、軽微な変更については、センターが別に定める。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(実績報告)

第10条 第7条第1項の交付の決定の通知を受けた外部給電器に係る申請者は、当該外部給電器に係る補助対象経費全額の支払い又は支払い手続きの完了の日から起算して30日以内又はセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

また、V2H 充放電設備に係る申請者は、当該設備の設置工事が完了し、V2H 充放電設備と設置工事に係る補助対象経費全額の支払い又は支払い手続きが完了したときは、センターが別に定める日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 第1項の実績報告書に必要な添付書類は別表4に定める。

(補助金の額の確定等)

第11条 センターは、クリーンエネルギー自動車に係る交付申請があり、第7条第1項の交付の決定をしたときは、併せて補助金の額の確定を行い、当該交付の決定の通知と併せて補助金の額をセンターが定める様式により通知するものとする。

2 センターは、外部給電器又はV2H 充放電設備に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、センターが定める様式により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が補助金交付申請書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二 交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合。

三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

五 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、20日以内の期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- 5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還を命じられた金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の翌日からの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(取得財産等の管理等)

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等およびV2H 充電設備付帯設備等(以下「取得財産等」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
 - 3 センターは、本規程に準じた令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

- 第15条 取得財産等については、一定の期間、処分(補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)を制限する。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。
 - 3 取得財産等の内、処分を制限するものは、センターが別に定める。
 - 4 前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。センターは、承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
 - 5 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
 - 6 第3項及び前項の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。
 - 7 センターは、第13条第4項及び第4項、第5項において、補助金の返還を求めた者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、その申請の補助金の交付を拒否することができる。

(センターによる調査)

- 第16条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けたクリーンエネルギー自動車等の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者(申請者が補助金の交付を受けた後を含む。以下「申請者等」という。)に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。
- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない

(センターによるデータ等の提供要請)

第17条 センターは、国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第18条 センターは、第6条第1項の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

2 センターは、前項の交付申請の受付中止に関係する必要事項を別に定める。

(個人情報保護)

第19条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第6条第1項の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第21条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、補助対象経費の算定等に資するクリーンエネルギー自動車等の新技術の動向調査、クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた調査等を行うことができる。

附則

1 この交付規程は、令和3年4月28日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の内訳及び補助率

車両等導入の区分ごとの補助対象経費及び補助率は下表のとおりとする。

車両等導入の区分		補助対象経費	補助率
①電気自動車(注1) (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、第一種原動機付自転車、側車付二輪自動車、第二種原動機付自転車を除く。また、道路運送車両法に規定する、人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車(いわゆる 3 ナンバー車)にあつては、一充電走行距離が 160km 以上のものに限る)	i .普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車(いわゆる 3 ナンバー車)	B×(D-160)×EV 電費性能	1/1 以内
	i . 普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車(いわゆる 3 ナンバー車)以外 ii . 小型自動車 iii . 軽自動車 (但し、道路運送車両の保安基準の第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(適用関係告示)に規定する、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であつて、最高速度 60km/h 以下のものうち、高速自動車国道等を運行しないもの(以下、超小型モビリティ(型式指定車))及び、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」で規定する自動車に係る基準緩和の認定を受けた、長さ 3.4m、幅 1.48m、高さ 2m を超えない軽自動車(以下、超小型モビリティ(認定車))を除く)	C×D	1/1 以内
②プラグインハイブリッド自動車(注1) (EV 走行換算距離(注2)が 40km 以上の車両に限る)		200 千円×PHV 電費性能	1/1 以内

③電気自動車(燃料電池自動車)(注1) (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)	A-(E+F)	2/3 以内
④クリーンディーゼル自動車	A-(E+F)	1/15 以内
⑤電気自動車 (第一種原動機付自転車及び側車付二輪自動車)	A-F	1/4 以内
⑥電気自動車 (第二種原動機付自転車)	A-F	1/4 以内
⑦電気自動車(注1) (超小型モビリティ(型式指定車)及び超小型モビリティ(認定車))	定額補助 (注3)	-
⑧電気自動車 (道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定める「ミニカー」)	定額補助 (注4)	-
⑨外部給電器 (電気自動車等から電力を取り出す装置)	A	1/3 以内
⑩V2H 充放電設備	A	1/2 以内
⑪V2H 充放電設備の設置工事費	G	-
<p>A: 車両・機器本体価格(税抜)</p> <p>B: 一充電走行距離1km 当たりの補助単価 2千円/km</p> <p>C: 一充電走行距離1km 当たりの補助単価 1千円/km</p> <p>D: 一充電走行距離(km) (注2)</p> <p>E: 調整額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの): 0円 ・クリーンディーゼル自動車: 200千円 <p>F: 基礎額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギー自動車として専用設計・製造された電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車、原動機付自転車及び側車付二輪自動車にあつては、当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(ベース車両)の本体価格に対して、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備価格差を調整した額。 ・補助対象車両が既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。)にあつては、改造後の本体価格から改造に要した費用を差し引いた額。改造に要した費用とは、以下に掲げる経費であつて、算定根拠が明確であるもの。 ・部品費 燃料電池・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置その他改造に必要な部品等 ・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付けその他改造に必要な工事費 ・設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの) ・検査費 必要な性能試験及び所定の検査費 		

・諸費用

改造に必要不可欠な手続等に要する費用

G:V2H 充放電設備の設置工事費

- ・V2H 充放電設備設置工事費
- ・付帯設備工事費
- ・その他設置に係る費用

設置工事費の詳細項目については別にセンターが定める。

EV 電費性能：交流電力量消費率(Wh/km)を基にした電費性能

センターが別に定める交流電力量消費率の基準とする値／補助対象車両の交流電力量消費率

PHV 電費性能：電力量消費率(km/kWh)を基にした電費性能

補助対象車両の電力量消費率／センターが別に定める電力量消費率の基準とする値

(注 1) 外部給電器・V2H 充放電設備を経由してもしくは AC100V 1.5kW コンセント(オプション装備設定も含む)電力を取り出すことができる車両については、上記スキームで算出された補助金交付額に一律で 2 万円の増額を行う。

(注 2) 一充電走行距離及び EV 走行換算距離は、WLTC モード値(国土交通省審査値)とする。ただし、輸入自動車では国土交通省審査値の認定を受けていない検査済自動車は生産国で取得した認定値や、JC08 モード値のみの自動車についてその値を基に、WLTC モード値の見合いに換算した値等を用いる。軽自動車等の場合も同様。

(注 3) 200千円、レンタカーは300千円の定額を補助する。

(注 4) 一般使用等個人ユースは200千円、カーシェアリング等サービスユースは300千円の定額を補助する。

(別表2) 補助金の交付額の範囲

補助金の交付額は、次のグリーンエネルギー自動車等の区分ごとに定める上限額の範囲内で定める。

- ・軽自動車(超小型モビリティ(型式指定車)及び超小型モビリティ(認定車)を除く)・小型自動車・普通自動車である電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの、原動機付自転車、側車付二輪自動車を除く)にあつては400千円
- ・超小型モビリティ(型式指定車)・超小型モビリティ(認定車)である電気自動車にあつては200千円、レンタカーは300千円
- ・軽自動車・小型自動車・普通自動車であるプラグインハイブリッド自動車にあつては200千円
- ・クリーンディーゼル自動車にあつては150千円
- ・第一種原動機付自転車、側車付二輪自動車にあつては60千円
- ・第二種原動機付自転車にあつては120千円
- ・軽自動車・小型自動車・普通自動車である電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)にあつては2, 250千円
- ・ミニカーに分類される電気自動車にあつては、個人ユースは200千円、サービスユースは300千円
- ・外部給電器にあつては、500千円
- ・V2H 充放電設備本体にあつては、1 基当たり750千円
- ・V2H 充放電設備設置工事にあつては、1 基当たり950千円

(V2H 充放電設備設置工事の項目ごとの上限額、複数の V2H 充放電設備の設置工事における設置工事費の補助金交付上限額は別にセンターが定める。)

(注 1) AC100V 1.5kW コンセント(オプション装備設定も含む)もしくは外部給電器・V2H 充放電設備を経由して電力を取り出すことができる車両については、補助金交付上限額に関係なく、一律で 2 万円の増額を行う。

(別表3) 補助金の申請要件

次の要件をすべて満たすこと。

【クリーンエネルギー自動車】

- ① 申請車両は、初度登録された車両(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- ② 申請車両は、自動車検査証の「自家用・事業用」の別の欄が自家用であること
- ③ 申請車両は、センターが別に定める期間内に初度登録され、かつ過去に補助金申請したことのない車両であること。
- ④ 申請車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。
- ⑤ 申請者は車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。
ただし、リースの場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受けるリース使用者であること。
リース期間は原則処分制限期間以上であること。
所有権留保付ローン購入の場合は、申請者は車両購入者であり、自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社等、使用者は申請者であること。
また、法人による申請及び法人が申請車両のリース使用者である場合に限り、当該法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって自動車検査証上の使用者となっている場合も申請を認める。
- ⑥ リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ⑦ 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- ⑧ 自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと。自動車を販売する業を主として営む法人の定義については、センターが別に定める。
- ⑨ 申請車両に関し、走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータの国及びセンター(これらが指定する機関を含む。)への提供への協力を求められた場合は、これを了承すること。
- ⑩ センターが定める仕様の申請車両については、申請者は、センターが指定するJクレジット事業実施団体(Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)への入会、当該団体及び国への当該申請者に係る個人情報の提供、その他Jクレジット制度への協力を求められた場合は、これを了承すること(申請者自身が排出削減事業を行う場合、又は、排出削減事業を行う他の団体に入会する場合を除く。)
- ⑪ 申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)によって法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)にあつては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFOサイトにおいて公表されることを了承すること
- ⑫ 給電機能を有した次世代自動車の申請者は、申請車両の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があつた場合には、センターが情報提供することを了承すること。
また災害時等に、申請車両の貸与について、国・地方公共団体から要請があつた場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
- ⑬ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること。

【外部給電器】

- ① 交付決定後に発注される外部給電器(中古を除く)であること。
- ② 購入費の支払いは、全額を現金一括で支払うか、又は全額支払いの手続きを完了させること。ただし、手形を除く。
- ③ リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ④ 申請者は、外部給電器の購入者であること。
ただし、リースの外部給電器の場合は、申請者はリース会社であり、当該外部給電器のリース使用者は地方公共団体又はその他法人(独立行政法人を除く)、センターが別に定める法人格を持たない団体等であること。
リース期間は原則処分制限期間以上であること。
- ⑤ 申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)によって法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)にあっては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFOサイトにおいて公表されることを了承すること。
- ⑥ 申請者は、申請する外部給電器の所有に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
また災害時等に、申請する外部給電器の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
- ⑦ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

【V2H 充放電設備】

- ① V2H 充放電設備(中古を除く)の発注及び設置工事の施工開始、支払いは交付決定後であること
- ② 補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として金融機関振込とすることに同意していること。
- ③ 補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形(電子手形を含む。)による支払及び裏書譲渡、ファクタリング(債権譲渡)による支払、割賦販売やローン契約を利用した支払等によらないこと。
- ④ リースの場合は、補助金は一旦リース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ⑤ 申請者は、V2H 充放電設備の所有者であり、かつ当該設備の給電対象施設の使用権を有する者であること。
ただし、リースの V2H 充放電設備の場合は、申請者はリース会社であり、当該 V2H 充放電設備のリース使用者は地方公共団体又はその他法人(独立行政法人を除く)、センターが別に定める法人格を持たない団体等で、かつ給電対象施設の使用権を有する者であること。リース期間は原則処分制限期間以上であること。
- ⑥ 申請者は、V2H 充放電設備を設置する土地の使用権を有する者であること。ただし、リースの場合は、リース使用者が、当該設備を設置する土地の使用権を有する者であること。
- ⑦ 申請者は、申請する V2H 充放電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
また災害時等に、申請する V2H 充放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。
- ⑧ 申請者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)によって法人番号の指定を受けた者(以下「法人番号保有者」という。)にあっては、補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFOサイトにおいて公表されることを了承すること。
- ⑨ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること

- ⑩ 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
- イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
- ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
- ハ 契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
- ニ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
- ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。

(別表4)申請に必要な添付書類

【クリーンエネルギー自動車】

1. 申請者を確認する書類

- ①申請者が法人(地方公共団体、リース会社を除く)の場合は、商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書(写し)又は現在事項証明書(写し))(発行から3カ月以内のもの)及びセンターが別に定める役員等名簿
- ②申請者が個人の場合は、本人確認書類(免許証(写し)、健康保険証(写し)、住民票(写し)等)
- ③申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該車両の使用者に関し、それが法人の場合は上記①の書類、それが個人の場合は上記②の書類

2. 申請車両及び車両代金の支払いを確認する書類

- ①自動車検査証(写し)又は標識交付証明書(写し)(標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明等)
- ②車両代金支払証憑(写し)(注)
- ③リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書(写し)(自動車賃貸借契約書)

3. 補助金を受ける車両(取得財産等)の管理のための書類

- ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(写し)

4. その他センターが定めるもの

(注)支払証憑(写し)とは、申請者宛ての領収証(購入者が受領したものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(写し)(振込金受取書等)等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表。
- ・下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合は、査定士が適正下取価格であることを認めた「下取車入庫証明書」(様式は別に定める。)
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

【外部給電器】

●補助金交付申請時

1. 申請者を確認する書類

- ①法人(地方公共団体を除く)にあつては、商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書(写し)又は現在事項証明書(写し))(発行から3カ月以内のもの)及びセンターが別に定める役員名簿
- ②申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該外部給電器の使用者(地方公共団体を除く)に関する上記①の書類
- ③認可地縁団体にあつては、地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳(写し)
- ④センターが別に定める法人格を持たない団体等については、センターが別に定める書類

2. 申請する外部給電器を確認する書類

- ①申請者宛ての見積書(写し)で、販売業者の押印があり、メーカー名、型式、購入価格(予定価格)、購入費の支払いが現金一括払いであることを確認できる支払い条件(現金、振込等)が、明記されていること

3. その他センターが定めるもの

●実績報告時

1. 外部給電器購入完了報告書

2. 申請した外部給電器の代金の支払いを確認する書類

- ①交付決定後に新規に発注された外部給電器であることが確認できる書類
・発注日が記された保証書もしくは納品日が記された納品書(写し)
- ②外部給電器の代金の支払いが完了、又は全額支払いの手続きが完了していることを確認できる書類
・申請者(購入者)宛ての領収証又は銀行振込み等で領収証の無い場合は、銀行発行の振込み証明書(写し)(振込金受取書等)等、又は今後全額支払いすることが明記されている契約書(写し)等
- ③リース会社がリース目的で購入した外部給電器の場合は、リース契約書(写し)

3. 補助金を受ける外部給電器(取得財産等)の管理のための書類

- ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(写し)

4. その他センターが定めるもの

【V2H 充放電設備】

●補助金交付申請時

1. 申請者を確認する書類

- ①法人(地方公共団体を除く)にあつては、商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書(写し)又は現在事項証明書(写し))(発行から3カ月以内のもの)及びセンターが別に定める役員名簿
- ②申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記①の書類、及び、当該V2H 充放電設備の使用者(地方公共団体を除く)に関する上記①の書類
- ③認可地縁団体にあつては、地方公共団体が発行する認可地縁団体台帳(写し)
- ④センターが別に定める法人格を持たない団体等については、センターが別に定める。

2. 給電対象施設及び設備設置場所の使用権を確認する書類

3. V2H 充放電設備設置場所を確認する書類

4. 申請するV2H 充放電設備本体を確認する書類

- ①申請者宛ての見積書(写し)で、販売業者の押印があり、メーカー名、型式、購入価格(予定価格)、購入費の支払いが振込であることを確認できる支払い条件が明記されていること

5. 申請するV2H 充放電設備設置工事を確認する書類

- ①V2H 充放電設備設置工事に係る見積書
- ②V2H 充放電設備の設置場所見取図等

- ③設置工事内容が確認できる図面
- ④工事着工前の要部写真
- 6. その他センターが定めるもの

- 実績報告時
- 1. V2H 充放電設備購入・設置完了報告書
- 2. 申請した V2H 充放電設備及び設置工事代金の支払い等を確認する書類
 - ①V2H 充放電設備代金及び設置工事の代金の支払いが完了、又は全額支払いの手続きが完了していることを確認できる書類
 - ・申請者(購入者)宛ての領収証又は銀行振込み等で領収証の無い場合は、銀行発行の振込み証明書(写し)(振込金受取書等)等、又は今後全額支払いすることが明記されている契約書(写し)等
 - ②V2H 充放電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書(ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。)
 - ③V2H 充放電設備及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書(写し)
 - ④充電設備設置中及び完了後の要部写真
 - ⑤充電設備設置の完了を確認できる図面
- 3. 補助金を受ける V2H 充放電設備(取得財産等)の管理のための書類
 - ①取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(写し)
- 4. その他センターが定めるもの

参考2. 実施細則

令和3年度グリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)
業務実施細則(車両等事業)

制定: 令和3年4月28日

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が行うグリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)(以下「補助金」という。)を交付する業務は、グリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)交付規程(車両等事業)(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則(以下「実施細則」という。)による。

(用語)

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(補助金交付額)

第3条 交付規程第5条第1項に規定する銘柄ごとにセンターが定める補助金交付額は、別表1の通りとする。
2 交付規程第5条第1項に規定するV2H充放電設備工事の項目ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表7の通りとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に定める補助金交付申請書の提出期限は、グリーンエネルギー自動車導入に係る申請にあつては令和4年3月1日、外部給電器に係る申請にあつては令和4年1月31日、V2H充放電設備に係る申請にあつては令和3年10月30日とする。
- 2 交付規程別表3のグリーンエネルギー自動車の申請要件③に規定するセンターが別に定める申請車両の初度登録の期間は、令和3年2月20日から令和4年2月18日までとする。
また、個別車両ごとの補助金交付申請書の提出期限は、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。
ただし、売買契約の方式を要因とする代金の支払い事務手続に要する期間等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において告知した場合には、その告知した補助金交付申請書の提出期限も認める。
- 3 交付規程別表3のグリーンエネルギー自動車の申請要件⑧に規定する自動車を販売する業を主として営む者とは、自動車を販売する業を営む者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。
- 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%超である者
 - 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台超である者
 - 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める者
- 4 交付規程別表3のグリーンエネルギー自動車の申請要件⑩に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車とする。
- 5 交付規程別表3のグリーンエネルギー自動車の申請要件⑩に規定するセンターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、J-グリーン・リンケージ倶楽部とする。
- 6 交付規程別表4に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表3のとおりとする。

- 7 交付規程第6条第2項第四号に規定するセンターが別に定める補助金は、「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」とする。
- 8 V2H 充放電設備の申請にあつては、以下の各号のとおりとする。
 - 一 交付申請書の提出があつた場合は、当該申請書類等の確認を行い、受付の可否を判断するものとする。所定の申請書及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請書の相違等、センターが適正でないと思つたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
 - 二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
 - 三 前号にあつては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 四 前各号の規定は、実績報告においても適用する。
 - 五 申請者は、リース契約を含む申請を行う場合にあつては、交付規程に定める処分制限期間以上使用することを前提とした契約とするに同意すること。
 - 六 申請者は、地方公共団体の支庁・支所・出張所等又は法人の支社・支店からの申請を行う場合にあつては、交付申請と同時に、代表権者から当該支庁・支所・出張所等の長又は当該支社・支店の長へ、センターが定める様式による委任状を提出しなければならない。
 - 七 申請者は、一つの申請に関し複数の申請者がいる場合に、手続きの代表者を定めた上で共同して申請(以下「共同申請」という。)することができるものとし、交付申請書と同時に以下の列記事項を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
 - イ 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを行う代表者を定めること。ただし、原則 V2H 充放電設備を所有するものを代表者とする。
 - ロ 交付規程別表3 V2H 充放電設備申請要件⑧の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - ハ 交付規程別表3 V2H 充放電設備申請要件⑩の規定は、共同申請者に対しても適用する。
 - ニ 交付規程第12条第2項の規定に従つて補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - ホ 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返還義務が発生した場合は、共同申請者はその返還額の全額を連帯して返還すること。
 - 八 共同申請者は、前号に規定する共同申請書を提出する際に、交付規程別表4 V2H 充放電設備 補助金交付申請時 1. 申請者を確認する書類を添付しなければならない。

(補助金交付額の算定方法)

- 第5条 センターは、第3条第1項で規定する銘柄ごとの補助金交付額の算定を以下の2、3項各項に掲げる方法で、V2H 充放電設備設置工事の補助金交付額の算定を以下の4項に掲げる方法で行う。
- 2 車両の製造事業者から補助対象車両として申請のあつた銘柄は、別表2の補助金交付額の算定のための条件を満たすものであること。
 - 3 当該銘柄の補助金交付額は、交付規程別表1に定める方法で求めた補助対象経費に、補助率が規定されている場合は銘柄ごとに定めた補助率を乗じた額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。
 - 4 V2H 充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とし、別表7に定める設備設置工事の項目ごと補助交付上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査しこれを認めた額のいずれか低い方を合算した額を補助金交付額(千円未満の端数は切り捨て。)とする。
ただし、交付規程第7条第1項の規定による交付決定通知書に記載の内容に対して、交付規程第10条第1項の規定による実績報告に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(計画変更の承認等)

- 第7条 センターは、交付規程第7条第1項に規定するところの交付申請に係る事項の修正、同条第2項に規定するところの条件の付加、第9条に規定するところの計画変更の承認及びその他の理由により、当初の申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 センターは、交付規程第9条に規定するところの計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産等の管理等)

第8条 交付規程第14条第3項に規定するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)管理規程を別表5のとおり定める。

(実績報告書等)

- 第9条 交付規程第10条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告書の提出期限は、外部給電器にあっては令和4年3月1日、V2H 充放電設備にあっては令和4年1月31日とする。
- 2 交付規程別表4に規定する外部給電器並びに V2H 充放電設備の実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(取得財産等の処分制限等)

- 第10条 交付規程第15条第2項に規定する取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。
- 2 交付規程第15条第3項に規定する取得財産等の内処分を制限するものは、クリーンエネルギー自動車、外部給電器、V2H 充放電設備並びに、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の V2H 充放電設備の付帯設備とする。
- 3 交付規程第15条第4項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用が増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16・06・10会計課第5号)を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第十に基づく定率法で算出する。
- ただし、その取得財産等の処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして別表8に掲げるもの、または取得価格 50 万円未満の V2H 充放電設備の付帯設備にあっては、センターは補助金の返納を求めないものとする。
- 4 V2H 充放電設備並びに付帯設備については、前項においてセンターが認める処分を行うとき、又は交付規程第15条第1項に規定する処分に該当しない処分を行うときは、センターが定める様式により届けることとする。

(予算が不足する場合の措置等)

- 第11条 交付規程第18条第2項に規定するところの交付申請の受付中止に関係して必要な事項を次の各項に定める。
- 2 センターは、交付申請の受付中止に関し、予め定めた日をもって中止する方法又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって中止する方法のいずれかを決定し告知する。
- 3 センターは、交付申請の受付を中止する旨を告知した時は、当該告知日からホームページ等で定期的に予算消化状況を公表する。
- 4 センターは、予め定めた日又は補助金申請額が予算額を超過した日をもって交付申請の受付を終了し、ホームページ上で交付申請の受付を終了したことを告知する。

5 センターは、予め定めた日又は予算超過日の前日までにセンターに到着した交付申請を審査対象とし、それ以降にセンターに到着した交付申請は全て無効として扱う。

(審査委員会)

第12条 センターは、クリーンエネルギー自動車等に関連する分野に精通しかつ中立的な立場の団体の所属者及び学識経験者による審査委員会を組織し、経済産業省へ提出する交付規程に関する審議、実施細則の制定及び変更(軽微なものを除く。)、補助金の交付の対象となるクリーンエネルギー自動車等の審査及び補助金交付額の決定、その他、補助金の交付に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経て決定する。

(様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式19、様式V01から様式V18のとおりとする。

(法人格を持たない団体等)

第14条 交付規程第4条第1項に規定するセンターが別に定める法人格を持たない団体等は、法人格を持たないマンション管理組合並びにマンション等のオーナーとする。

2 交付規程別表4の法人格を持たない団体等の申請者を確認する書類は、マンション管理組合(管理組合法人を除く。)にあっては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し、マンション等オーナーにあっては本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写しとする。

(一つの工事)

第15条 交付規程第6条第2項第一号に記されている「一つの工事」とは「同一施設内にV2H充放電設備を設置する工事」をいい、同一施設内に複数基のV2H充放電設備を設置する場合も「一つの工事」となる。

(手続代行者)

第16条 V2H充放電設備の申請者にあつては、交付申請及び実績報告に係る業務等の手続の一部の代行について、第三者(以下「手続代行者」という。)に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

2 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 手続代行者による申請を行う場合は、次の各号に定める項目に関し、手続代行者の了承を得た上で依頼しなければならない。

一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続を代行すること。

二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。

三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の送付先に関しては、全て申請者となること。

四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、第20条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。

五 手続代行者は、交付申請と同時に、センターが定める様式による手続代行者届出書を提出しなければならない。

4 前項の規定は、実績報告においても適用する。

5 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、交付規程第16条に基づき交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じるものとする。

(交付の決定等)

第17条 センターは、V2H 充放電設備の交付審査等をするにあたり、V2H 充放電設備等の導入を図る地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(実施状況等報告)

第18条 申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、V2H 充放電設備の設置工事の実施状況等について、センターが定める様式による実施状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(V2H 充放電設備設置事業の経理等)

第19条 V2H 充放電設備の補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した V2H 充放電設備の設置事業(以下「V2H 充放電設備設置事業」という。)に関する経理についての帳簿を備え、V2H 充放電設備設置事業以外の経理と区分した上、V2H 充放電設備設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに V2H 充放電設備等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(不正行為等の公表等)

第20条 センターは、申請者、手続代行者、工事施工会社及び V2H 充放電設備の製造事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

- 一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。
- 二 申請者、手続代行者、工事施工会社及び V2H 充放電設備の製造事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

(軽微な変更)

第21条 交付規程第9条第1項に記されている V2H 充放電設備設置工事における「軽微な変更」とは別表9の変更内容をいう。

(附則)

1. この業務実施細則は、令和3年4月28日から施行する。

(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額

(別途)

(別表2) 補助金交付額の算定のための条件

1. クリーンエネルギー自動車として設計・製造されたもの	
クリーンエネルギー自動車の区分	補助金交付額の算定のための条件
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く)	①搭載された蓄電池が鉛電池以外で、総電力量が明確であること。 ②「搭載された電池の性能保証」が設定されていること。
プラグインハイブリッド自動車	
電気自動車 (燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)	①当該クリーンエネルギー自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。 ②ベース車両とクリーンエネルギー自動車との車両本体価格の差について、クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の装備の価格差の調整が適正であること。 ③当該クリーンエネルギー自動車とベース車両との差額が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。
クリーンディーゼル自動車	
原動機付自転車 側車付二輪自動車	
電気自動車 (道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定める「ミニカー」)	①リチウムイオンバッテリーの場合、バッテリーの性能保証が設定されていること。 ②鉛バッテリーの場合、電池寿命の延伸や電力消費率の向上に資する使用方法に関する情報提供がオーナーズマニュアルなどでなされていること。
2. 既存自動車をクリーンエネルギー自動車に改造したもの (当条件の適用対象となるクリーンエネルギー自動車は、電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車、原動機付自転車に限る)	
改造に要した費用として計上されている費用項目が適切であり、費用の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。 【費用項目】 ・部品費 燃料電池・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器、ディーゼル内燃機関、排気ガスの浄化装置、その他改造に必要な部品等 ・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、燃料電池・関連機器の取り付け、排気ガスの浄化装置の取り付け、その他改造に必要な工事費	

・設計費

設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの)

・検査費

必要な性能試験及び所定の検査費

・諸費用

改造に必要不可欠な手続等に要する費用

3. 一充電走行距離及びEV走行換算距離のWLTCモード見合いへの換算

	元モード値	WLTCモード見合いへの換算方式
一充電走行距離	JC08モード値	JC08モード値×0.8
	NEDCモード値	NEDCモード値×0.8
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)
EV走行換算距離	JC08モード値	JC08モード値×0.95
	NEDCモード値	NEDCモード値×0.95
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)

4. 交流電力量消費率(Wh/km)及び電力量消費率(km/kWh)のWLTCモード見合いへの換算

	元モード値	WLTCモード見合いへの換算方式
交流電力量消費率	JC08モード値	JC08モード値×1.3
	NEDCモード値	NEDCモード値×1.3
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)
電力量消費率	JC08モード値	JC08モード値×0.95
	NEDCモード値	NEDCモード値×0.95
	EU-WLTPモード値	換算せず(カタログ値のまま)

5. 交流電力量消費率(Wh/km)及び電力量消費率(km/kWh)の基準値

電費性能を表す消費率の種類	基準値
電気自動車の交流電力量消費率(Wh/km)	176.2
プラグインハイブリッド自動車の電力量消費率(km/kWh)	4.87

(別表3) 補助金交付申請・実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

●補助金交付申請時

【クリーンエネルギー自動車】

①リース車両にあつては次の書類

- ・リース料金算定根拠明細書。

このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたものであること

- ②クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合にはあつては次の書類
 - ・保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書
 - これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面
- ③法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあつては次の書面。
 - ・車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書
 - ・法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類
- ④カーシェアリングするミニカーにあつては次の書類
 - ・カーシェアリングであることを証する書面
- ⑤型式が不明である車両にあつては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一であることを証する書面
- ⑥その他必要に応じてセンターが定めるもの

【外部給電器】

- ①外部給電器がリースの場合にあつては次の書類
 - ・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面
- ②その他必要に応じてセンターが定めるもの

【V2H 充放電設備】

- ①V2H 充放電設備を設置する土地を所有していない場合は、土地の利用及びV2H 充放電設備設置の許諾を証する書類。V2H 充放電設備の給電対象施設を所有していない場合は、当該施設の利用及びV2H 充放電設備設置の許諾を証する書類。
- ②マンション等へのV2H 充放電設備設置事業の申請にあつては、V2H 充放電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類
- ③マンション等へのV2H 充放電設備設置事業の分譲済みのマンション等の申請にあつては、V2H 充放電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

●実績報告時

【外部給電器】

- ①その他必要に応じてセンターが定めるもの

【V2H 充放電設備】

- ①V2H 充放電設備代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細(V2H 充放電設備の本体価格等の内訳が記載されているもの)
- ②V2H 充放電設備設置工事の完了を証する書類
- ③V2H 充放電設備及びその設置工事がリースの場合にあつては、貸与料金の算定根拠明細書
- ④その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表4)利益等排除の方法

補助金交付申請者が補助対象車両、外部給電器、V2H 充放電設備を製造している場合等においては、その補助対象車両、外部給電器、V2H 充放電設備並びに V2H 充放電設備設置工事には、補助金交付額の算定のもととなる補助対象経費の中に、補助金交付申請者の利益等が含まれることとなることから、通常の補助金額を交付することは好ましくない。このため、補助対象経費から利益等を排除して補助金の額を決定することとする。

その方法は原則以下のとおりとする。

【車両・外部給電器の場合】

1. 利益等排除の対象

補助金交付申請する車両又は外部給電器が、補助金交付申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)が製造したものである場合は、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法

①電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするものを除く)及びプラグインハイブリッド自動車ならびに外部給電器の場合

通常の場合の補助対象経費に、車両本体価格に対する製造原価^(注1)の比率を乗じて求めたものを利益等排除後の補助対象経費とする。

②電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)、クリーンディーゼル自動車及び原動機付自転車の場合

車両本体価格を製造原価に置き換えて算定した補助対象経費を利益等排除後の補助対象経費とする。

(注)「製造原価」については、その根拠となる資料の提出を行うものとする。

【V2H 充放電設備ならびに設備設置工事の場合】

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者(リースの場合はそのリース契約の使用者を含む。以下、この表で同じ。)が以下の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社に基づく。^(注2)

(1)申請者自身

(2)100%同一の資本に属するグループ企業

(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く。)

2. V2H 充放電設備の利益等排除の方法

2-1. V2H 充放電設備メーカーとの関係性を確認

(1)申請者の自社調達の場合	該調達品の本体価格に対する製造原価 ^(注3) の比率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。
(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。
(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。

2-2. V2H 充放電設備販売会社との関係性の確認

(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助金交付額から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

3. 設置工事の利益等排除の方法

(1) 申請者の自社調達の場合	申請不可とする。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。売上総利益率がマイナスの場合は0とする。
(3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率をもって補助対象経費から利益相当額の排除を行う。営業利益率がマイナスの場合は0とする。

(注2) 親会社とは、他の会社(子会社)の議決権のある株式の50%超を保有している会社のこと。

子会社とは、他の会社(親会社)に議決権のある株式の50%超を保有されている会社のこと。

関連会社とは、他の会社に議決権のある株式を20%以上50%未満保有されている会社のこと。

関係会社とは、親会社、子会社及び関連会社のこと。

(注3) 当該調達品の製造原価については、製造原価を証明する資料の提出を行うものとする。

(別表5)クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)管理規程

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である、地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減並びに災害時のレジリエンス向上に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分(譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為)してはならない。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、業務実施細則に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、業務実施細則に定められた処分制限期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部のセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限 期間	区分	処分制限 期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年	総排気量2ℓ ² 超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
			総排気量2ℓ ² 以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。 (除く側車付二輪自動車)	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。 (除く側車付二輪自動車)	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの。	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの。	3年	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの。	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの。	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

【外部給電器・V2H 充放電設備】

外部給電器	3年
V2H 充放電設備及びその付帯設備	5年

(別表7) V2H 充放電設備設置工事の項目と補助金交付上限額

No	補助対象となる費用項目		項目ごと補助金交付上限額 (単位:万円)	
(1)	設備設置工事費			
①	設備設置基礎工事費	基数単位	15	
	設備本体搬入費(通常/離島)		1/4	
②	電気配線工事費		85	
(2)	付帯設備設置工事費			
①	充電スペースのライン引き	基数単位	5	
②	路面表示		15	
③	屋根		一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	30
④	小屋			45
⑤	設備防護用部材		8	
⑥	電灯		5	
(3)	その他設置に係る費用			
①	雑材・消耗品費、養生費	申請単位	5	
②	図面作成費		10	
③	レイアウト検討		10	
④	電力会社協議費		2	
⑤	安全誘導費		3	
⑥	監督等の労務費		5	
	1基設置の場合の補助金交付上限額		95	

「一つの工事」で複数の V2H 充放電設備を設置の場合は、基数単位となっている工事費用項目ごとの補助金交付上限額については、当該項目ごとに定められた別表7の補助金交付上限額に設置基数を乗じた額とする。また、「一つの工事」で複数の V2H 充放電設備を設置場合の設置工事費の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

(別表8) 取得財産等の処分のうち、センターが認めるもの

【車両】

1. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合及び使用不能になり廃棄処分した場合
2. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
3. 取得財産等が道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。
4. その他センターが特に認める場合

【外部給電器】

1. 取得財産等が天災等により使用不能になり廃棄処分した場合
2. その他センターが特に認める場合

【V2H 充放電設備】

次に掲げる処分(貸し付けの場合にあつては、補助金の交付を受けた者が、V2H 充放電設備等の所有権を留保するものに限る。)

1. 天災又は過失のない事故等により補助対象 V2H 充放電設備が使用不能となり廃棄処分した場合
2. V2H 充放電設備の塗装等による広告目的使用。ただし、充放電機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしてはならない
3. 建築物等に V2H 充放電設備が設置された場合における、当該建築物等の譲渡と併せて行われる当該 V2H 充放電設備の譲渡。
4. 申請者が所有していない土地に V2H 充放電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該 V2H 充放電設備の処分であつて、処分後も引き続き当該 V2H 充放電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
5. その他センターが特に認める場合

(別表9) 軽微な変更

1. ブレーカー容量の変更
2. 電力ケーブルのサイズの変更
3. V2H 充放電設備や付帯設備の基礎サイズの変更
4. 付帯設備のメーカー、型式の変更
5. 充電スペースの変更等
6. V2H 充放電設備を同一敷地内で10m未満移動

参考3. 様式一覧

様式名	名 称		補助金交付後 に使用
様式 V01	交付 申請 書	「地方公共団体・町内会等施設」用	
		「マンション等」用	
		「その他施設」用	
様式 V02	申請に係る代表者から申請者への委任状		
様式 V03	手続代行者届出書		
様式 V11	要部写真		○
様式 V07	V2H 充放電設備等設置工事完了報告書		
様式 V08	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表		
様式 V09	貸与料金の算定根拠明細書		
様式 V05	変更届出書		○
様式 V12	取得財産等届出書		○
様式 V13	財産処分承認申請書		○
様式 V17	実施状況等報告書		○
様式 V18	役員名簿		○
様式 V19	共同申請書		

※様式は、オンライン申請システムもしくはセンターHP（補助金交付後）からダウンロードしてください。

※様式 V01：ダウンロードした際に右上の空欄部分には、選択した設置場所が表示されます。

※○印のある様式は、補助金交付後に使用する様式です。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

交付申請書

(用)

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第6条第1項の規定に基づき、以下の通り交付申請いたします。

1. 申請者に関する事項				申請日	
(1) 住所	〒				
(2) 氏名又は名称 <small>(法人等の場合は、名称)</small>	フリガナ		法人番号(13桁)		
(3) 代表者名	フリガナ		フリガナ		
	役職:	代表者名			
(4) 申請者の区分	該当するものに✓してください。				
(5) 連絡先等	TEL	FAX	MAIL	※日中連絡できる番号を記入	
	所属(個人の場合は記入不要)			フリガナ 担当者名(個人の場合は記入不要)	

2. 申請に関する誓約

- 電子申請を行うに当たり、取得したID、パスワード(以下「PW」という)を第三者に漏えいしないよう厳格に管理します。当該ID及びPWを使って電子申請された場合は、申請者の手続きとみなすことを承諾します。この手続きにより申請者が不利益または損害を被ったとしても、センターに対して何ら賠償を求めません。
- 交付申請、実績報告及び変更届などを電子申請で行った場合は、それぞれの申請、報告または届出に関し、提出と同時に添付した書類等は、申請者の責任の下に確認した真正な書類等であり、虚偽の内容は含まれていないことを表明し、保証します。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」(※1)を確認し、これに同意します。
- 補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、交付規程(車両等事業)第6条第2項第二号の規定を遵守します。
- 設置したV2H充放電設備等の処分制限期間を厳守します。
- 申請するV2H充放電設備および設置工事に関して、国の他の補助金を申請または受領していません。
- 補助金の交付決定等に関する情報(申請者名(交付決定先)、法人番号、交付決定日、交付決定額等)がオープンデータとしてgBizINFO(ジービズインフォ)に公表されることを了承します(申請者が個人の場合を除く)。(※2)
- 本申請書等によりセンターが入手する個人情報、申請者への問合せ、補助金の交付などの通知及び振込、財産処分制限にかかる調査、その他センターが行う調査などを目的とし、センターが定める個人情報保護方針(※3)に従って使用されることを了承します。
- 国・地方公共団体から求められた場合は、V2H充放電設備の設置に関する情報をセンターから情報提供されることを了承します。
- センターから求められた場合は、V2H充放電設備の利用状況等に関するデータをセンターへ提供します。
- 災害時等に国・地方公共団体からの協力要請があった場合、可能な範囲で協力します。

※1 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)別紙を参照してください。

※2 gBizINFO(ジービズインフォ)とは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。(https://info.gbiz.go.jp)に掲載しています。

※3 センターの個人情報保護方針については、センターHP(http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html)に記載しています。

以上の内容を確認の上同意し、交付申請内容に間違いがないことを誓約します。

* 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

審査管理No.				
最終データ更新時刻				
センター確認				

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

申請に係る代表者から申請者への委任状

「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」
の補助金申請に係る代表権者のいない地方公共団体の支庁・支所・出張所等
又は法人の支店・営業所の申請について

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

代理人

(1) 法人名 及び
支庁・支社名等

〒

(2) 所在地

(3) 代理人役職・氏名

申請対象

設置場所住所

設置場所名称

私は、上記の者を代理人と定め、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則(車両等事業)第4条第8項に基づき、上記申請対象の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)」申請に関する権限を委任します。

作成日

法人名

本庁・本店等所在地

役職

代表者の役職・氏名

氏名

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

手続代行者届出書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

手続代行者

(1) 住所 〒

(2) 法人名等 フリガナ

TEL	FAX	MAIL	※日中連絡できる 番号を記入
-----	-----	------	-------------------

(3) 連絡先等

フリガナ	フリガナ
所属	担当者名

申請対象

設置場所名称

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則(車両等事業)第16条の規定に基づき、上記の者に申請の手続き代行を委託いたします。

届出日

申請者:氏名又は名称

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

作成日 令和 年 月 日

申請者名		設置場所 名称		報告者	会社 所属 氏名	
V2H充放電設備等設置工事		機器名				
施工前			項目番号	(1)①	施工後	
コメント					コメント	
施工前			項目番号		施工後	
コメント					コメント	

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

V2H充放電設備等設置工事完了報告書

令和 年 月 日

(工事施工会社)

住所	〒
業者名称	_____
責任者役職	_____
責任者氏名	_____

下記のとおり、V2H充放電設備等設置工事が完了したことを証明します。

記

申請者名		
設置場所	住所	
	名称	
設置工事完了日		
V2H充放電設備等設置工事の完了状況		
工事前	完了	
コメント	コメント	

以上

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	メーカー名	V2H充放電設備等 型式	製造番号 または シリアル番号	単価 (円) (税抜き)	設置工事 完了日 (年月日)	処分 制限 期間 (年)	設置場所住所 及び 設置場所名称	V2H 充放電設備等 本体補助金額 (円)	備考

(注) 1. 対象となる取得財産等は、交付規程(車両等事業)第15条第3項に規定する処分を制限する取得財産等とする。
2. 複数基設置の場合は、一基ごとに全ての項目を記入すること。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

貸与料金の算定根拠明細書

令和 年 月 日

補助金交付決定番号 第 号

<リース会社>
住所

名称 _____

担当者の所属 : _____
氏名 : _____
TEL : _____
FAX : _____

次の算定根拠明細書の内容に同意します。

貸与先 住所

名称 _____

設置場所名称 _____

V2H充放電設備 _____

メーカー名/型式 _____

リース期間(月数) _____ ヶ月

補助金相当額(税抜) _____ 円

リース料金総額(税抜)

補助金有り _____ 円

補助金無し _____ 円

月額リース料金(税抜)

補助金有り _____ 円

補助金無し _____ 円

以上

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

変更届出書

届出日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の申請内容について、下記の変更がありましたので、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金実施細則(車両等事業)第7条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	令和 年 月 日	

以上

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

取得財産等届出書

届出日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則(車両等事業)第10条第4項の規定に基づき、下記
のとおり届け出ます。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由	
財産の名称	V2H充放電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由
2. 備考	

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

財産処分承認申請書

申請日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第15条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	V2H充放電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由
A.譲渡 B.廃棄 C.移設 D.その他 選択▼	

2. 処分の条件(該当項目を選択してください。その他の場合には条件を記入)
 (1) 補助金を返納します。
 (2) その他 選択▼

3. 備考

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

実施状況等報告書

報告日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 番
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の審査管理番号をもって申請したV2H充放電設備等設置の実施状況等について、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金実施細則(車両等事業)第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

V2H充放電設備等設置の遂行状況

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注) 役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。
外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

共同申請書

申請日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請者(甲)

〒

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

(法人等の場合は、名称)

フリガナ

(3) 代表者名

役職:

フリガナ

代表者名

申請者(乙)

〒

(1) 住所

(2) 氏名又は名称

(法人等の場合は、名称)

フリガナ

法人番号(13桁)

(3) 代表者名

役職:

フリガナ

代表者名

申請対象

設置場所名称

甲と乙は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金実施細則(車両等事業)第4条第8項2号の規定に基づき下記のとおり合意の上、共同で申請します。

記

- 甲は、甲乙両者を代表して、交付規程及び実施細則に基づき本共同申請手続きを行うものとします。
- 甲及び乙は、補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者へ委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、交付規程(車両等事業)第6条第2項第二号の規定を遵守します。
- 甲及び乙は、補助金の交付決定等に関する情報(申請者名(交付決定先)、法人番号、交付決定日、交付決定額等)がオープンデータとしてgBizINFO(ジービズインフォ)に公表されることを了承します(申請者が個人の場合を除く)。
- 甲は、甲乙両者を代表して、本共同申請により甲及び乙に対し交付決定がなされた補助金全額を受け取るとともに、乙に対して速やかに乙が受領すべき補助金相当額を支払います。
- 甲及び乙は、補助金受領後、保有義務に違反し財産を処分した場合など、交付規程及び実施細則に基づきセンターから補助金の返還を命じられた場合、本共同申請により受領した補助金に対してセンターから指示された返還額を連帯してセンターに対し返還します。

審査管理No.

最終データ
更新時刻

お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目16番3号
日本橋木村ビル9F

TEL : 03-3548-9100

FAX : 03-3548-2872

URL : <http://www.cev-pc.or.jp>

受付時間 9:00～12:00
13:00～17:00
(土日、祝祭日を除く)

2021.05